

平成30年第1回砂川市議会定例会

平成30年3月7日（水曜日）第3号

○議事日程

開議宣告
日程第 1 一般質問
散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

武 田 真 君
小 黒 弘 君
武 田 圭 介 君

○出席議員（12名）

議 長	飯 澤 明 彦 君	副議長	水 島 美喜子 君
議 員	増 井 浩 一 君	議 員	多比良 和 伸 君
	中 道 博 武 君		佐々木 政 幸 君
	武 田 真 君		武 田 圭 介 君
	辻 勲 君		北 谷 文 夫 君
	沢 田 広 志 君		小 黒 弘 君

○欠席議員（1名）

増 山 裕 司 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
病院事業管理者	小 熊 豊

総務部	部長	熊崎	一弘
兼會計管理			
総務部	審議監	近藤	恭史
市民部	部長	中村	一久
経済部	部長	福士	勇治
建設部	部長	湯浅	克己
建設部	技監	荒木	政宏
病院事務局	局長	氏家	実博
病院事務局	審議監	朝日	紀博
病院事務局	審議監	山田	基
総務課	課長	東	正人
政策調整課	課長	井上	守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原	希之
------	----	----

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局	局長	堀田	一茂
-------	----	----	----

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局	局長	熊崎	一弘
------------	----	----	----

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	福士	勇治
----------	----	----	----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局	次長	川端	幸人
事務局	主幹	山崎	敏彦
事務局	係長	渡部	秀樹

開議 午前 9時59分

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局次長に報告させます。

○議会事務局次長 川端幸人君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、増山裕司議員であります。

○議長 飯澤明彦君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 飯澤明彦君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

武田真議員。

○武田 真議員 (登壇) おはようございます。それでは、通告に基づきまして、私からは大きく2点について伺います。

大きな1、雪対策に関する総合的な計画の策定についてであります。今冬北海道を襲った記録的な大雪は、砂川市を含む中空知地域に大きな被害をもたらしています。この大雪の原因については地球温暖化等の気候変動の影響も考えられ、一過性の現象にとどまらず、今後も起こる可能性があります。また、今回の大雪によって、除排雪における各行政機関との連携、地域における対応等において幾つかの課題が明らかになったと考えます。

特に人口減少や少子高齢化により除排雪の担い手が不足するなど雪対策を取り巻く環境は大きく変化してきており、今後ますます深刻化していくことが考えられます。さらに、市民の多様化、高度化する除排雪ニーズへの対応も必要です。こうした雪対策を取り巻く環境の変化に対応するため、市民、企業、行政が協働し、持続可能な除排雪体制の確保や少子高齢化に対応した除雪弱者への支援、大雪による災害発生時の対策等を効果的かつ効果的に推進するための基本となる総合的な計画が必要だと考えます。砂川市として今回の大雪の経験を踏まえ、長期的な視点に基づいた雪対策に関する総合的な計画を策定する考えはないか伺います。

大きな2、公営住宅についてであります。公営住宅は、戦後期の住宅不足に対応するため、公営住宅法に基づき、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として整備されてきましたが、昭和50年以降は質の向上を目指し、住宅規模水準の拡大や住宅設備水準の引き上げが進められてきました。また、平成に入ってから高齢者、障害者等への住宅の供給など政策の福祉化が進められ、公営住宅はセーフティーネット機能としての位置づけが拡大されてきたところです。しかし、近年の著しい少子高齢化によりひとり暮らしの高齢者が増加していること等から、セーフティーネット機能がより公平かつ柔軟なものとなるよう、入居制度、家賃制度等の見直しが必要となってきたと考えています。

(1) 現在公営住宅に入居するには2名の連帯保証人が義務づけられていますが、今後の改正民法等の状況も考えると、連帯保証人の確保がより困難になることが予想されます。そもそも公営住宅本来の趣旨を考えると、入居の条件として連帯保証人を要求することは正当性に疑問があるところです。また、連帯保証人免除規定を定めている自治体もふえていることから、砂川市の現状と連帯保証人の義務規定を見直す考えはないか伺います。

(2) 賃貸借契約における原状回復の費用負担については、現在民間の契約においては、トラブルを未然に防止するため、国土交通省により原状回復をめぐるトラブルとガイドラインが示され、改正民法においても原状回復の範囲については明文化されています。公営住宅については民間の契約とは異なった側面があることは前提だとしても、セーフティーネット機能を考えると、過大な原状回復の費用負担は公営住宅本来の趣旨に反するのではないかと考えます。砂川市の原状回復の費用負担の現状と制度改正の必要性について伺います。

(3) 昨年公営住宅法が改正され、認知症である者等の収入申告義務が緩和されました。これは、認知症である者等について未申告による家賃負担増加を回避するため、職権による収入調査により家賃が決定できる制度改正です。現在道営住宅を初め道内各自治体の公営住宅で導入の検討が進められているところですが、砂川市においても導入する考えはないか伺います。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 (登壇) 大きな1の雪対策に関する総合的な計画の策定についてご答弁申し上げます。

雪対策に関する総合的な計画につきましては、国から豪雪地帯市町村における総合的な雪計画の手引きが示されており、この手引きの中では、雪害の防除に努め、交通の確保や生活環境の整備、改善を図り、住民生活の向上に寄与することを目的とし、その取り組みとして豪雪時及び豪雪災害時における対応と体制の確立、高齢者が無理することなく除雪できる体制づくり、官民協働と役割分担に基づく雪対策の体制づくりなどを行うものとされており。

雪への対応につきましては、交通の確保など冬期間における住民生活の確保のため、除排雪の取り組みとして降雪時の除雪、幹線道路、生活道路の交通確保や交差点の見通し確保のための排雪等を行っておりますが、道路に雪を出すケースや小型ショベル等の利用が進み、道路に堆積するなどにより道路幅が狭くなり通行に支障が生じるなど、対応に苦慮しているところであります。また、人手不足により除雪機械のオペレーターの確保にも苦慮しており、さらに本年のような豪雪時には車両の確保も思うようにならないなど、排雪作業が滞ることで市民生活に影響を及ぼすような状況にもなっているところであります。

一方、高齢化の進展などにより除雪に対する住民ニーズの高まりも見られ、対応が求め

られておりますが、全てに対応できていないものであります。このような状況において除雪に対する理解を図るため、道路への雪出しの防止などマナーについて周知するなど広報の強化に努めるとともに、担い手不足も生じておりますので、市民との協働などにより解決する方法、方策などについても検討を進めているところであります。それぞれの分野で方向性を定めながら冬期間における住民生活に関する取り組みを実践しているところであり、今後においても関係部署が課題を共有し連携することで雪対策として対応していく考えでありますので、現段階といたしましては総合的な計画として取りまとめる考えはないところでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 大きな2、公営住宅についてご答弁を申し上げます。

初めに、（1）連帯保証人に関する現状と義務規定の見直しの考えについてであります。市営住宅の入居に係る連帯保証人につきましては、砂川市営住宅管理条例の定めにより、入居決定者と同程度以上の収入を有する者2名が必要であるとしており、入居者に事故等があった場合の緊急連絡先、入居者が入院や死亡により退居した場合の整理、後片づけ、家賃滞納があった場合の督促依頼、退去時の弁償金の支払いが確実に行われるよう促すことなどの責務があるものであります。入居者が高齢者や身体障害者であることなどにより2名の確保が困難であると認められる場合には1名でも入居が可能としており、入居者の負担軽減を図っているところでもあります。

これまでに入居の申請に当たり、連帯保証人を受けていただける方が見つからず入居できなかった事例はないものであり、市営住宅の適正な管理においては重要な役割を担っていることから、連帯保証人を免除することについては考えていないところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、（2）原状回復の費用負担の現状と制度改正の必要性についてであります。市営住宅におきましては、条例で修繕費用の負担について市の負担する費用を明文化するとともに、入居者の責めに帰すべき事由により修繕の必要が生じた場合には入居者が修繕し、またはその費用を負担しなければならないと、入居者の保管義務として、市営住宅等が滅失し、または毀損したときは入居者が原状に復し、これに要する費用を賠償しなければならないと定めているところであり、そのほか禁止事項の定めでは模様替えまたは増築を行うことを制限し、市長の承認を得て原状回復または撤去が容易である場合のみ可能としているところであります。

退居に伴う原状回復に係る費用負担の現状につきましては、入居者の居住年数により入居者の責めに帰すべき事由による修繕に要する経費の割合はさまざまではありますが、鉄筋コンクリート造3階建ての住戸で居住年数10年程度の場合では、床や壁材等の損傷や破損の修復に要する費用としておおむね4万円程度が一般的な負担額となっているところであります。また、経年劣化によるものや日やけ、色あせ、長年にわたり使うことで消

耗しているものについては市が負担することとして対応を図っているところであります。今後につきましてもこのような対応で進めてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、(3) 認知症である者の申告義務の緩和の考えについてであります。平成29年4月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が施行されたことにより、公営住宅法の改正及び関係政省令の改正が施行され、従前公営住宅の家賃の決定のために入居者から毎年度収入の申告を求めています。この改正により、認知症患者等、収入申告をすることが困難な事情にある者については、地方公共団体が官公署の書類の閲覧等により把握した収入より家賃を決定することができるとなっております。

公営住宅法に基づく収入申告につきましては毎年度10月1日を基準日として提出をいただいております。これまで認知症である方が申告を行えなかったという事例はありませんが、何らかの事情により申告が難しい状況の方につきましては、ご家族や連帯保証人、福祉部局と連携を図りながら申告をしていただき、家賃を決定させていただいております。法に緩和規定が明文化されましたことから、現在条例等の一部改正に向けた検討を進めているところであります。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次再質問してまいりたいと思いますが、まず雪対策に関する総合的な計画についてでありますけれども、まず砂川市における雪対策についての政策の位置づけについて確認してまいりたいと思うのですけれども、現在第6期総合計画を見ていきますと、冬道の除雪状況について不満を感じていない市民の割合が成果指標ということになっているところなのですけれども、そして第6期総合計画策定に当たりアンケート調査等を実施して、そのときの調査によれば冬道の除雪状況については満足度は4.6番、重要度は6番ということになっていまして、満足度は低く、重要度は高いという結果になっています。

その後、第6期総合計画の中間年に改めて市民の意識調査等をしたところですが、それが平成28年の9月に結果報告書が出ておりますが、その結果を見ていきますと、冬道の除雪状況の重要度は現在1番目となっていると。また、その成果指標は達成していないという状況であります。このように冬道の除雪状況の市民の重要度が高まっていることと成果指標が達成されていないという状況についてなのですけれども、これについて現在市のほうではどのようにそれを分析されているのか、また改善策についてはどのように考えているのかをまずお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 第6期総合計画中間年市民意識調査結果報告書では、冬道の除雪状況では満足度が低いというところに属しているという結果に、議員さんご指摘のとおり、なっているかと存じます。この原因につきましては、早朝除雪で残る雪の処理を含

め、もっときれいに除雪をしてほしいという要望が主なものであると考えているところでございます。

市といたしましては、除雪に関する方針を定め、車道、歩道の除雪について見直しなども図りながら取り組んでいるところでございますが、早朝除雪を行う際には道路脇に残る雪の量を減らすようにするなど作業の改善に努めてきているところでもありますが、高齢化などに伴い市民ニーズが高まり続け、なかなか満足度というものには至っていないという状況にあるものと考えております。

今後におきましては、引き続き私どもが行っている除雪作業の向上に努めていくということを進めていくとともに、市民の皆様が現在行っております除雪作業に対する協力をお願いの周知、これにとどまることなく、除雪に関する現状を、他自治体の状況も紹介しながら、十分に理解していただくための広報が重要なことだと考えておりますので、広報活動の強化を図り、市民の皆様にご理解を得てまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 市民の満足度が低い要因の1つとして、きれいではない、あるいは高齢化の状況によってというお話だったと思うのですが、ことしの冬は特に、恐らく例年に比べて苦情、要望等が非常に多かったのではないかと想像いたします。きれいにしてほしいという要望は当然あったと思いますけれども、それ以外に恐らく担当、原課のほうでいろいろ情報を集めていると思いますけれども、どういった苦情の状態だったのか。例えば例年に比べて件数と、あるいはその内容等についても、きれいにしてほしいという要望以外にどのような要望があったのかをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 市民からの除雪に対する苦情でございますが、早朝除雪で雪を多く置いていかれた。それから、削ったかたい雪を置いていかれた。それから、隣や前の家よりも雪を多く置いていかれたという苦情が主なところでございます。このような苦情に対しましては、それぞれ市担当職員が現場に伺いまして、市民の方に除雪の仕方というものを説明して理解を求めてきているところでございますが、そのような中でも除雪作業に改善すべき点がある場合につきましては、除雪作業員のほうにもその旨の指導を行いながら業務の改善に努めてきているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 一部答弁が欠けていた部分があったのかなと思うのですが、例年に比べて件数等、督促等含めていま一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 失礼いたしました。除雪の苦情の件数と内容でございますが、除雪の苦情についての処理の仕方でございますけれども、これにつきましては、現地の確

認、それから内容の把握、これを行い、必要に応じてそれらを業務の改善につなげていくということをやっております、その中では件数の把握というところまでは行っていないところでございます。現在私どもが行っている除雪につきましては、道路除排雪作業マニュアル、こちらをもとにして行っておりますので、これらの改善につながるものという観点から内容の把握を今進めているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 件数等、例年と比べて多いのか少ないのかということも重要な指標ではないかと思っておりますので、これについては今後件数の把握に努めていただきたいのと、分析については、先ほどのご答弁ではさまざまな状況に応じてやっているということだということなのですけれども、よりよい除雪に向けての政策展開には現状の分析というのは重要な部分でありますので、この辺はしっかり今後も分析していただきたいなと思うのですけれども、そこでそういった現状を踏まえて総合計画の目標、市民の満足度をいかに高めていくかということで、先ほどのご答弁では広報活動を特に重視してやっていくというお話だったと思っておりますけれども、私、広報活動を充実させていくということ自体は別に否定するものでもないですし、しっかりやっていくことは重要だと思うのですけれども、広報の充実だけでは、現在砂川市で一番重要な政策課題の1つと言ってもいい雪対策、そして市民の満足度を高めていくというのはなかなか難しいのかなということでもありますけれども、実際担当課の方が、苦情等要望があった場合、現地に行って直接お話を聞いたり、すぐ対応しているというお話でありましたけれども、そうしたやりとりが一方通行になっているのではないかなという危惧を私は持っています。

当然真摯に対応しているということは私も伝わってくるのですけれども、個別事案についてその場で解決して、苦情、要望された方は恐らくそれで満足だということになっていくと思うのですが、それが砂川市全体における雪対策の満足度の向上につながっているのかというと、なかなかそうはいかないのかなと感じを受けております。広報活動を今後充実させていくのだということでありましたら、一方通行で、こうしてください、ああしてください、こういうやり方がありますという形の広報活動ではなく、市民からの意見あるいは要望を反映していくような場、先ほど雪対策計画、国土交通省のマニュアルでも示されているわけですが、その中でも双方向のコミュニケーションのやりとりが雪対策に向けての対策にとっては重要なのだという指摘があります。それはどういうことかということ、現在、どのような政策を進めるに当たっても、協働ということは必ず挙げられています。それは、一方通行の広報活動ということではなくて双方向のコミュニケーション、例えば意見交換の場を何らかの形で設けるとかそういった場がなければ、一方通行のやりとりでは市民の要望、苦情というのはなかなか解決していかないのではないかなと私は考えるのですけれども、その辺、今後広報活動を充実していくということであれば、そうした意見交換の場なり、要望を酌み取るような場というのを設置していくという考えはないかどう

かをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 広報活動の強化ということでございますが、今行っている広報活動は、除雪に対するご協力のお願いということで12月の広報に載せさせていただいております。そのほかにも今後強化ということで、除雪の状況について等、町内会の回覧等を踏まえながら、そういう場なども検討させていただきながらやりたいと思っておりますし、私どももいろいろな苦情の中で各町内会長さんとお話しさせていただくような場がございますので、公式的な会というのはございませんけれども、そういうところから意見交換をさせていただきながら進めてきておりますので、決して双方のやりとりがないというところではないですので、今後ともそのようなところで町内会、住民の方との相互というものを進めていきながら行っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 砂川市というのは言うまでもなく豪雪地帯ということで、現状のお話を伺っていても、従来のやり方では現状を打破するのはなかなか難しいのかなという印象を私は受けております。数値的な部分の評価ということでは総合計画の数値しかないところですけども、施策における要望の1番目あるいは不満の高まりというのを考えていくと、現状の対策だけでは難しい。根本的に何らかの形でやっていかねばならない。予算等も限界があるわけですから、何でもかんでもお金を投入すれば解決というわけにもいかないということは当然理解しております。

そこで、私から今回総合計画的なものを策定してはいかがかということで提案をさせていただきまして、先ほどご答弁でもありましたけれども、これは国土交通省がかつて豪雪地帯市町村向けに手引きということで平成20年にマニュアルを配布したというのがあります。それをもとにお伺いしているわけです。この計画については平成20年に国土交通省がマニュアルを配布したところですけども、それ以前に計画を作成していたり、あるいはこのマニュアルを契機に策定しているという自治体がふえているという状況は確かにあると思います。

このマニュアルもよく読んでいくと、こういう計画をつくること自体が目的ではないのだということは書いてありまして、策定プロセス、こういうことを考えていくプロセスが重要なのだということで、それはどういうことかといいますと、現行の体制を見直したり、評価したり、あるいは問題点を抽出したり、そのための絶好の機会になるのではないかという問題意識からこの計画というのはつくられていると。私自身も計画をつくれれば何でも解決するのだとかそういうことを考えているわけではなくて、そうした計画をつくる、つくらないは別として、現行のやり方、体制を見直していくための1つの契機にするために、こういった形で現状はどうなのだとということを見直していくことは必要だと思っております。

す。

そういうことで、今後市民との対話、現状でもやられているのだということでしょうけれども、それはもう少しオープンな形で、今後広報活動を強化するということでありましたら、この機会に、より多くの要望等を承るような機会を広く設けていくべきではないかなと思うのですが、その辺の広報活動の強化の観点から、現状の周知の方法、町内会長さん宛てにという話もありましたが、強化していくに当たって、もっと多くの市民の要望等を聞く機会を積極的に設けていくべきではないかと思いますが、その観点でいま一度お伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 広報活動の相互における強化ということでございますが、現在砂川市では除雪のご協力というところの広報活動はさせていただいておりますが、その先の広報活動、今お話しさせていただきました当市の除雪の仕組みというところの広報活動までには残念ながら至っていない状況でございますので、まずはそちらをさせていただきたいと考えております。

それから、そのほかにも除雪に関する協議の場、市民の皆様のご意見を聞く場というのは総合的な市の中でもございますので、そちらの状況等も踏まえながら、今後どのような形でやっていくかということは検討していきながら進めていきたいと考えておりますし、全く私どもとしても市民の皆様方との総合的なやりとり、ご意見等を伺うということは必要ではないとは考えておりません。必要だと考えておりますので、そのような受け方につきましては、今後どのようなものかいいのかは検討しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 最後に要望ということになるのですが、雪対策というのは砂川市にとって非常に重要な課題の1つ。特にことしの冬の大雪を踏まえすと、ますます重要になってくるかなと私も思っておりますので、この雪を契機に、ぜひ市民との対話を通しながら砂川市にとって最適な雪対策をぜひ進めていただきたいということを要望して、大きな1点目は終わりたいと思っております。

続きまして、公営住宅に入りたいと思っておりますけれども、これにつきましては、連帯保証人のお話をお伺いしていると、条例上は必ず2名ということになっているということだと思っておりますが、ただ、高齢者、障害者等については特別な配慮がされているということで、それは1名でも行われると。ただそれは、たとえ高齢者であってもゼロではないということではいま一度確認したいのですけれども、その辺の理解を確認したいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 条例の中では連帯保証人を定められておまして、その中では人数等は特に触れておりませんが、実務上2名ということになっております。

その条例の中でも免除規定を設けておりまして、免除規定の中で私どもといたしましては1名ということの中で取り扱っているところでございます。他の自治体の中では、同じような条例をもちまして免除規定を設けて、その下に免除に関する詳細を示した要綱等を定めながら、連帯保証人を受けの方がいらっしゃらない場合はゼロにできるという条件を定めているところもございますけれども、砂川市といたしましては、1回目でご答弁いたしましたとおり、連帯保証人は最低でも1名必要ということで、現在そのような形で取り組みを行っているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 今回私が連帯保証人の問題を取り上げたのは、これまでも議会で議論になったことがあったところなのですけれども、改正民法の施行が間近に迫っているということで、本人の努力にもかかわらず、高齢化等によって物理的に連帯保証人の確保が難しくなるのではないかとこの危機感を私は抱いております。

といいますのは、現在民法では、連帯保証人についてはある意味無制限に債権者から請求ができるという形になっていますが、法律上、極度額、わかりやすく言えば上限額ということだと思っておりますが、上限額が今後連帯保証人に対して付せられると。一見、これは連帯保証人にとって非常に有利な制度であります。ですが、一方、現在連帯保証人に対して家賃を保証してもらおうのだということをやっていますが、今後上限額がつけられると。例えば家賃2万円の方に対して連帯保証人。改正民法後は極度額、これがどうなるかわからない。現段階での私の想像なのですが、例えば家賃2年分を保証していただきますということになりますと、2万円の2年分ということで48万円。となりますと、一見、法律上は確かに連帯保証人にとっては有利な制度であります。契約書等には家賃2万円の保証人になっていただきますということではなくて、上限額、極度額、48万円の保証人ということになってきますと、これはかなり数字として具体的な部分が見えてくると。法律上は確かに連帯保証人にとっては有利な制度だということになります。そうなりますと、具体的な金額が見えることによって、連帯保証人の確保が難しくなるのではないかと私は考えております。

これは私だけの考えではなくて、国土交通省の新たな住宅セーフティネット検討小委員会というのがございまして、ここでの議論でも今後ますます連帯保証人の確保が難しくなるということが危惧されておまして、民間会社でありましたら現在も保証会社を利用するという形で、連帯保証人をつけない形での運用というのがなされているわけですが、実際、現時点でもなかなか高齢者等では難しいという事例もある。先ほどのご答弁では、入居に当たってそういった連帯保証人ゼロという事例、確保できなかった事例は現時点ではないということでありましたが、今後の改正民法等の状況を踏まえて、現実問題としてそれ以降確保していくのだということになれば、これは物理的にかなり困難ではないかなということになってきます。確かに現時点ではすぐ対応することは難しいかもしれませんが、

民間会社が行っているような保証会社を利用した形の、連帯保証人制度にかわるようなことも今後真剣に考えていかねばならないと私は思っているところなのですが、その辺の、今後民法改正以降に向けたという部分もあるとは思いますが、保証会社等の利用も含めた公営住宅における利用について、現時点での市の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 今回の民法改正によりまして、連帯保証人については、議員おっしゃられるとおり、極度額というのを定めなければならないとなっております。現在連帯保証人をお願いする際には、文書も連帯保証人さんにお渡ししてしまっていて、その中では、例えば家賃を滞納した場合はその責めを負うことですか滞納処分を受けるようなことも書かれておりますけれども、こちらについては文書で表現しているだけです。今おっしゃられたとおり、極度額という形の中で数字があらわれた場合等につきましては、心理的に連帯保証人を避けたいという気持ちが働くのは十分考えられることではないかと私どもも考えているところでございます。

あと、保証会社等のお話もございました。また、今国のほうの動きといたしましては、まず平成8年に連帯保証人免除に関する通達というものが当時の建設省からございまして、その際には、保証人が見つからない場合には保証人の免除などの配慮を行うべきだという表現もされておりましたけれども、ことしの2月に発せられた文書によりまして若干表現が変わりまして、保証人の確保が困難な公営住宅の入居希望者について円滑な入居が図られるよう特段の配慮をお願いしたいと表現されています。国のほうといたしましても民間の住宅を利用したセーフティーネットという形の中では保証会社に対する保証料の補助等も行っておりますので、もしかするとそういう流れが公営住宅のほうに波及するのかもしれないですし、全体的な流れといたしましては、ある程度対象者を限定しながらも、どうしても連帯保証人を見つけられない方がそれゆえに公営住宅に入れないということは、今後についてもそれらについては救っていかねばならないというのが全体的な流れになってきているとも考えておりますので、私どもといたしましても改正民法の部分も含めながら、また国のそのような通知、通達を含めながら考えていきたいと思っておりますし、国がこのたび全国の事業体にこれら保証人の状況の調査も行うと聞いております。

既に調査も行われておりまして、それらの結果等も踏まえながら砂川市として検討していかねばならないのですけれども、1回目でご答弁いたしましたとおり、市の考えといたしましては、基本的に一番重要視しているのは、何かあったときの連絡先というのが連帯保証人の方をお願いしている最も重要なところと考えているところでございます。それらについては、例えば連帯保証人がない場合については連絡先だけ登録されるというケースもありますけれども、連帯保証人になられるだけの関係の濃い方をお願いすることが何かの際に最も適しているのではないかとこの考えのもとに現状進めておりますので、それらを総合的に判断しながら検討していかねばならないと考えているところでござ

います。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 連帯保証人、人的担保機能というよりは連絡網のほうが重要だという論点もございました。そうしますと、ますます連帯保証人でなくてもいいのでないかと。公的な部分で連絡先等がちゃんと把握できるのであれば、保証人という制度を使わなくてもいいのでないかという議論にもなっていくしますので、その辺も含めて、本当に連帯保証人は重要なのかと。担保機能としても本当に役に立つのか。連絡機能の部分については、ほかにかえる手段があるのであればそれに移行していくのだという形で、その辺はしっかりこの部分を検討していただきたいと思います。

それと、今回答弁は求めないのですけれども、先ほど現在連帯保証人の調査を行っているということで、これは恐らく既存の部分の方も含めての調査なのかなという想像はするのですが、既存の現在連帯保証人になられている方がどうなのだという論点というのは重要な論点でありまして、改正民法の状況等の専門家の議論等を見ていきますと論点が割れていたりする部分もありますので、その辺の取り扱いというのは今後も重要な部分になっていくかなと思います。デリケートな部分もありますので、この辺についても、今回私、新規の連帯保証人ということで聞いていますので既存の方の部分については答弁は求めませんが、この辺の取り扱いについては改正民法の状況を踏まえて慎重な取り扱いをぜひお願いしたいということをお願いしたいと思います。

それから、(2)の原状回復の部分なのですけれども、これについても、民間であれば、通告書に書いておるとおり、国土交通省のガイドラインがきちんと整備されて、トラブルについては減少ということで、何より民法改正においてこの辺の部分についてもきちんと書かれるということではありますが、聞き取れなかった部分があったのですけれども、いわゆる砂川市の公営住宅において、原状回復の部分で民間で言うところの通常損耗分と経年変化部分については、それは既に家賃に含まれているという考えでいいのかどうか、まず前提として確認したいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 経年劣化の部分でございます。現状といたしましても経年劣化の部分については市の負担ということになっておりますので、長い間入居されている方で、例えば畳の部分が日やけしたとかというケースもございます。その場合につきましては、入居途中におきましても市のほうの負担の中でそれらの交換等も行っておりますので、基本的には経年劣化等の部分につきましては今までは、これからもですけれども、市のほうの負担で進めてまいるという考えでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 公営住宅については民間と取り扱いが異なる部分があるというのは当然でありまして、公営住宅法に書かれていない部分については、各自治体がつくる契約ある

はいいわゆる慣習的な部分で運用ということになっていくと思うのですが、先ほど10年間入って4万円程度、これはあくまでも平均的な部分なのかなと想像するのですけれども、高額な請求も場合によってはあり得る部分なのかなと私は理解いたしました。

実は砂川市の入居のしおりを見ていきますと、退去時に負担が出ますよということは当然記載されているところなのですけれども、そこはざっくりと文章で書かれているのみでありまして、他の自治体、例えば道営住宅のしおり等を見ていきますと、退居に当たってはこういう費用負担がかかる場合がありますと細かく記載されている、あるいはイラストによってわかりやすく明確になっている部分があります。そういった部分も含めて、現状の原状回復の取り扱いについてももう少しわかりやすい表記、あるいは明文化してわかりやすく、他自治体の事例も参考にしながら、予想外に大きくなるというのは困る部分があると思いますので、その辺の現状の部分の原状回復の取り扱いについて改善していく考えはないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 現在、入居のしおりの中で修繕に関する費用負担ということで、文章のほうで確かに示させていただいております。このような形でいきますとなかなかイメージが湧かないというのは、文章ですので、あろうかと思います。今回民法改正によりまして極端に取り扱いが変わったことはなくて、基本的には今まで行っていたものの明文化ということの改正でありますけれども、今回そのようなタイミングでもございます。できるだけ入居者にわかりやすいような形の中でご負担をいただくということは重要なことではないかと思っております。

退居にかかわりまして、確かに非常に高額になっている方もいらっしゃいますし、逆に言うとゼロの方もいらっしゃいます。そのような形の中で入居の際にいろいろご説明することによりまして、入居している間のそれらの管理等も良好に行っていただけることもあろうかと思っております。それによりまして双方向的にメリットがあるということもございますので、それらにつきましては、どのような方法で周知をしてご理解をいただくのかというのは今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 今般の民法の改正は特別砂川市における原状回復に影響がないということだと思っておりますが、こういった形で世の中の流れが変わってきていると。原状回復についても、かつては何も明文化がされていなくて、さまざまなトラブルが頻発したということで、法令改正も含めて変わってきたという現状だと思っております。予想外の費用負担ということになれば、あらぬトラブルが起きたりとか、場合によっては訴訟ということもあり得る時代ですので、明文化できるものはしっかり明文化して、きちんとご理解していただくというのが時代の流れなのかなと思っておりますので、他自治体の公営住宅の運用等も研究しながら、トラブルがないよう、訴訟リスクが低くなるよう、ぜひこの辺の原状回復の取り扱い

いについては今後の検討をお願いしたいと思います。

(3) 認知症である者等の収入申告の話に移りたいと思いますが、ご答弁を伺っておりますと、仮にそうした状況にあるような方がもし出たとしても、関係機関との連携等も含めて適切に対処できているという理解でよろしいかどうかを確認したいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 収入申告の関係でございます。現状も認知症等の状況の中でなかなかご理解をいただけない部分の方がいらっしゃるの事実でございます。しかし、その中でも現状といたしましては、1回目でご答弁いたしましたとおり、ご家族とか連帯保証人、あるいは市の福祉部局とも連携をとりながら、どういう状況であるのかを把握しながら、現状といたしましてはそのような形の中で申告していただけているのが現状でございますけれども、法改正がございましたので、こちらにつきましても条例等の改正も行いながら進めてまいりたいと考えていますけれども、その中でも、そのときにおきましても福祉部局との連携は必要だと思っておりますので、それら連携を図りながら、入居者に不都合が生じないような取り組みを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 高齢者、半年前は元気だったのに次会ったときは応答がちょっと変になっているようなことも実際にあり得ますし、高齢者になればなるほど状況の変化は著しいということもありますので、しっかりその辺は入居者に不利益がないように対応していただいているということで安心いたしました。

ただ一方、既に答えはいただいているところなのですが、収入申告というのは公営住宅にとっては重要な手続ということになっておりますので、ここは運用で何とかしていくということではなく、条例なり規則なりでしっかり対応していくのが筋かなと思います。今後改正に向けて検討していくという答弁でしたので、これについてはわかりましたということで、しっかりお願いしたいと思います。

私の一般質問を終わります。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。

まず、1、人口ビジョンから見た人口動態についてお伺いをいたします。砂川市の人口は毎年200人以上減少しています。砂川市人口ビジョンによりますと、人口動態、社会動態において人口減少の傾向にあり、将来的にも減少し続ける推計が出されています。そ

こで、以下について伺います。

まず1点目、人口ビジョンによると、2014年は自然減138人、社会減は205人となっていますが、その後それぞれの減少はどのようになっているのかを伺います。

2点目に、社会動態の人口減少の主な要因についてを伺います。

3点目には、自然減、社会減をとどめる施策についてをお伺いいたします。

大きな2点目といたしまして、救命救急病院だから困ることについてを伺います。砂川市立病院には、市外各市町からいろいろな患者さんが救急車で搬送されてきます。これまでに市立病院で以下のような事例があったのか、またあった場合どのように対応したのかを伺います。

まず1点目、他市町の身寄りのない方が運ばれて亡くなった場合。

2点目は、他市町の介護施設から運ばれて、もとの施設に戻れなくなった場合。

大きな3点目ですが、石山中学校の多人数学級についてを伺います。石山中学校の授業参観に行って驚きました。1年生、2年生は1学級ずつで、体格のよい生徒で教室はいっぱいでした。平成29年4月1日現在の学校基本情報を見ると、1年生39名、2年生39名です。また、新1年生も40名が予想され、何とか改善できないものかを伺います。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 私のほうから大きな1点目、（1）の自然減と社会減の状況がどのようになっているかについてまずご答弁申し上げます。住民基本台帳の人口推移によりますと、2015年から2017年までの推移は、出生数から死亡数を差し引いた自然動態が、2015年では142人、2016年では176人、2017年では167人の減で推移しております。一方、転入数から転出数を差し引いた社会動態は、2015年で162人の減、2016年で58人の減、2017年は35人の減で推移しているところでございます。

次に、大きな1の（2）社会動態の人口減少の主な要因についてご答弁申し上げます。人口ビジョンを策定した28年1月当時に行った人口動向の分析では、大学、短大等を卒業後の就職を機に砂川市を離れる方が多いことから、社会減の主な要因として捉えていたところでございますが、平成27年から29年までの直近3カ年における年齢別社会動態の推移におきましても20歳から25歳世代の社会減が最も大きいことから、主な要因はその当時と同様であると考えているところでございます。しかし、ビジョン策定後につきまして、その減少幅は減少傾向になっているものでございます。

次に、大きな1の（3）自然減、社会減をとめる施策についてご答弁を申し上げます。本市における自然減、社会減をとめる施策としては、平成28年1月に策定した砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を中心とした施策を推進しているところでございます。具体的には、1つ目は、子育て支援の充実により安心して産み育て、働き続けられる環境づ

くりとして、砂川出合い創出支援、妊婦健診費用助成、多子世帯保育料負担軽減、病児・病後児保育など、結婚から妊娠、出産、子育ての切れ目のない一貫した支援を行っているところであり、2つ目の住環境の整備、住み替え支援等の実施による移住定住の促進としては、まちなか住まいる等住宅促進、永く住まいる住宅改修の助成の拡充、また財務省旧公宅を改修し、市外から通勤している市内企業等に勤務する方を対象として4世帯9名が転入いたしました移住定住促進住宅の整備、住み替え支援、移住に係る体験事業等々を実施し、また3つ目の地域の安心を支える医療福祉サービスの充実として、地域包括ケアネットワーク事業、地域高齢者見守り事業、さらにはいきいきシニアプログラム、地域サロン活動支援などの介護予防支援事業など、高齢者が生き生きと暮らせる施策を実施しているところでもあります。さらには、平成30年におきましても子育ての応援事業、また住み替え支援事業等、さらなる充実を図っていく予定でございます。これらの取り組みを通じまして、人口の流出に可能な限り歯どめがかかるよう施策を推進していきたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局山田審議監。

○病院事務局審議監 山田 基君 (登壇) 私から大きな2の救命救急病院だから困ることについてご答弁申し上げます。

当院は、平成22年4月に救急科を開設し、平成23年12月に地域救命救急センターの指定を受け、軽症の1次医療から重症の3次救命救急まで24時間365日、原則断らない救急患者の診療に当たっています。特にドクターヘリの受け入れやドクターカーの導入などにより救急医療の強化、拡充を図ってきたところであります。救急搬送されてくる患者さんの中には、付き添いもなく、意識不明の状態であったり、身元不明のまま搬送されてくる場合や、氏名などはわかっているが身寄りがいないなど、さまざまなケースがあります。

ご質問の(1)他市町の身寄りのない方が運ばれて亡くなった場合についてであります。このようなケースは年間に数件あるところです。こうした患者さんが搬送されてきた場合は、まず持ち物などで氏名等の確認を行います。不幸にも亡くなった場合には、看護師や医療ソーシャルワーカーなどが身内の連絡先を確認いたしますが、当院で連絡先などを調べることには限界があり、他市町の協力を得なければならないことが多い現状にあります。最終的に亡くなった方に身寄りがなかった場合については、病院長が届出人となり、死亡届を市役所に提出し、ご遺体を火葬することになります。

次に、(2)他市町の介護施設から運ばれて、もとの施設に戻れなくなった場合についてであります。運ばれてくる介護施設には、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などさまざまな施設があります。もとの施設に戻れなくなっている要因の1つは、当院における急性期治療を終えた中、介護施設では対応が困難な医療処置がある場合で、こうしたケースにあっては、もとの施設ではなく、療養型の病院などに受け入れていただけていま

す。

また、他の要因としては、入院期間によるものがあります。特別養護老人ホームについては、要介護度の高い方が入所する居住系の施設で、長期入所が可能となっており、病院などに長期入院する場合でも、基本的には3カ月を超えなければ戻れることになっています。しかし、3カ月を超えて入院することが予想されるときは退居手続きがとられることもあるなど、入院する期間によって対応が変わってくる場合があります。また、介護老人保健施設は、医療ケアやリハビリを必要とする要介護者が入所する医療系の施設で、在宅復帰を前提としており、入所可能な期間は基本的には3カ月から1年となっています。介護老人保健施設は、必ず医師を配置し、必要に応じて診察することになっています。ただし、施設において必要な医療を提供することが困難な場合は病院などに入院させることになっており、こうした場合は施設を退所した取り扱いとなるため、退院時にその施設にあきがないければ戻ることができない状況となり、他の施設等を探すことになります。

いずれにしても、施設入所者が当院に運ばれて入院となった場合は、入院時から退院支援担当者が本人やご家族、医師、看護師などの医療従事者、施設相談員などと協議し、入院期間にもよりますが、できるだけもとの施設に戻れるよう調整を図っています。しかしながら、介護施設では対応が困難な医療処置があることや、入院期間が長期になってしまうことなどがあります。その場合は、再度速やかに療養先の調整、転院支援を行っているところであります。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君（登壇） 私のほうから大きな3、石山中学校の多人数学級についてご答弁申し上げます。

小中学校における教室の床面積につきましては、国が作成いたしました鉄筋コンクリート造校舎の標準設計において63平方メートルという基準が示され、全国各地の小中学校の多くはこれを利用した施設整備が行われてきたものであります。石山中学校におきましても普通教室の床面積は63平方メートル以上となっていることから、当該基準を満たした校舎の設計となっているところであります。また、公立学校の学級編制につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において、単式学級の場合、一学級の児童または生徒数を40人とすることが定められており、教育委員会といたしましては、この法令に基づき学級編制を進めるよう各小中学校へ通知しているところであります。

北海道教育委員会では、中学校第1学年に関し、初等教育から中等教育への継続する学習のための基礎的学力の向上を図るため、一学級当たりの生徒数を40人ではなく35人を超えるものとする少人数学級実践研究事業を実施しておりますが、当該事業につきましては第1学年の生徒数が71人以上となる場合に限られており、石山中学校で当該事業に係る道教委の指定を受けることはできない状況であります。このような状況から、国の法

令に基づく学級編制により、平成30年度の石山中学校における通常学級は第1学年が38人の一学級、第2学年が38人の一学級、第3学年が38人の一学級となる見込みであります。今後は生徒数の減少も想定されることから、現段階において多人数により教室内が狭隘となる点につきまして、抜本的な解決手段は難しいものと考えております。

現状といたしまして、教室内においては、整理整頓の上、できるだけ机の間が確保されるよう努めておりますが、平成30年度からは通常学級が1学年一学級となることから、他教室の併用を含め、教室の空間、スペースの確保を図るなどの改善を行い、よりよい学習環境の創出に配慮してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 まず、1点目の人口減少の関係ですけれども、今総務部長のほうからお話をいただいたのですけれども、もうちょっと詳しく、私も北海道住民基本台帳人口移動報告というので平成28年までは調べているのですけれども、特に出生と死亡の関係で、先ほどは差の部分だけでお話があったので、今言った年度でいいのですけれども、そこがわかったら教えてください。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 平成28年の自然増減で、詳しくは出生数が90、死亡者数266。追加しますと、平成29年ですと出生数84、死亡数251という数字になっているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 実は今まで人口ビジョンを見ていたときに、人口ビジョンというのは2014年までだったのです。その後砂川市に若干の変化があらわれてきているなと思っています。それは特に社会動向と言われている転入、転出の関係の、今までは減少が200人を超えていたり150人を超えていたりというところだったのですけれども、今のお話でも、平成28年度では57人、29年では35人と減ってきていることは非常にいいことだと思うのです。多分その原因というのは、若い層の人たち、いわゆる大学や就職で離れていった人たちが、若干人口も減ってきてしまっているものですから減少幅というのが少なくなっているのかなと思われるところなのですけれども、そこは少し社会動向に関していえば減少がとまってきているので、ここはいい結果になってきているなと思うのです。

問題は、出生と死亡の自然動向の関係なのですけれども、今もお話のとおりで、1年間での出生数、近いところという平成26年は102人、平成27年90人、28年90人、そして昨年、平成29年は何と90を割って84人で、お年寄りが亡くなっていく。死亡の数は確実にふえていってしまっているという、ここですよね。ここが砂川にとってみると何とかしたいところだと思うわけです。全体的にも平成29年は、私はずっと人口の増減を調べてきているのですけれども、200人を超えてしまう減少ということになっ

ています。200人を何とか切らないと、今までよく言われてきている人口の推計にとって一番厳しい、社人研と言われるのですけれども、ここの調査によつての減少率と、なかなかそこよりもいい状態で持っていくとすることができないので、何とか1年間の減少人口数が200人を割るような施策をとっていかないと、まさに人口ビジョンで一番悪い人口減少の推計になってしまうということになるわけです。

これまでもいろいろな政策というのは打たれてきていると思いますし、市長も子育て支援についてはいろいろなことが行われてきていると思うのですけれども、残念ながら出生をふやすということには今のところつながっていないなと思うのですけれども、この辺のところ、特に先ほども自然減、社会減をとめる施策ということでお話を伺いましたけれども、出生の数を何とかふやしていくことができないのかということをもう少し詳しくお伺いをしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 出生数を劇的にふやす施策というのはなかなか難しいのかなと思っております、人口ビジョン、総合戦略をつくった当時もお子さんの数というのは減ってくる可能性が強いですというお話もございました。その中で砂川市の状況として一番考えられたものとして、第2子、1人の子供はいるのですけれども、2人目の子供の人数が少し少なかったなということがございました。そういうこともありまして、その後の施策として多子世帯の保育料の関係、国に先んじて年齢撤廃をして、まずは半額にというところをやって、経済的にも2人目でも大丈夫ですよというメッセージを出していったのではないかなと思っております。あわせて、お母さんが働き続けられれば2人目もということで、安心してお子さんを預けられますよということで病児・病後児保育という施策も打ったところでございます。

子供をつくる、という部分につきましては、1年とかそういう即効性はないものと思っております。子育て支援を断続的に、あらゆる場面で砂川市は子育てに優しいまちだという部分を発信しながら、安心して産んでもらわなければならないという地道な活動をしている、施策を打っているところでございますので、即効性はなかなかないのですけれども、引き続き子育て支援というところで進めていかなければならないのではないかと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 砂川市には大きな病院があつて、前もよく言っていたのですけれども、看護師さんたちというのは相当な数がいらっしゃるのです。以前に砂川市内でどのぐらい住まれているのかということ調べてみた結果があるのですけれども、実は若い看護師さんたち、未婚の方々が市内に住まれている場合は、80%以上が未婚の場合は市内に住まれているのですけれども、残念ながら結婚されるとそのパーセントは64%に下がってしまうのです。最近もう一回病院のほうに聞いてみたのですけれども、そのときは既婚の数

がないデータをもらったのですけれども、残念ながら滝川や新十津川や奈井江の数字が上がっているのです。ここは残念なところでありますよね。せっかく若い女性の皆さんがいらっしゃるのだけでも、結婚すると砂川市内を離れてしまうということがあるわけです。

とにかく何とか人口をふやしたいということでもあるわけですが、今までも移住定住のほうも、社会動向、そっちの関係も含めてなのですけれども、移住定住のいろんなこともやってきてはいると思うのですけれども、まず何を言われるかという、砂川市は仕事がないというのと家賃が高い、これが最大のネックのようなのです。砂川市に住もうとしたときにですけれども。意外と今、何とか人口減少をとどめたり、もしかしたらふやしたりという部分というのはそう難しくない、わかりやすい状況になってきているのではないかなと思うのです。出生を上げること、それからなるべくならば、今言う移住定住で難しいと言われていた仕事がないということと家賃が高いということを何とかクリアできていった場合にはその施策が打ちやすくなるのではないかと私は考えているのですけれども、出生の関係でいくと、今総務部長おっしゃったように、1世帯でいわゆる多子世帯が少ないという状況は、いろいろ調べていくとはっきりわかってくるのです。

人口ビジョンの中でも、結婚しても子供を持つ人が少ないという結果ももちろん出ていますし、もう一つ、これも人口ビジョンの中にあるのですけれども、理想の子供の数の達成状況という資料があります。その中には、既婚されている方の中でも特に、既婚者全体の中で自分が持ちたいと思っている子供の数に達していないという方々は60%を超えるのです。もっと言うと、25歳から29歳あたりの女性の方、既婚されている方ですけれども、もっと子供が欲しいけれども、事情があって今のところ産めていないと思っている人の数は何と70%を超えてくるのです。本当は皆さん、もう少し子供を産みたい。2人も3人も欲しい。だけれども、何がその要因になっているかという、子育てや教育にお金がかかり過ぎること、それと経済的に厳しいということが、本当はもう少し兄弟が欲しいのだと思っているのだけれども産めないという原因になっているということなのです。

私はもっともつとここのところ、なかなか看護師さんたちも既婚するとよそに行ってしまうという傾向もあるという状況の中で、今子供が1人生まれている世帯に、もう1人、もうあと2人というアクションというか、そちらに向けての施策をもう少し厚目にする必要があるのではないかなと考えています。この辺のところも含めて、せっかく今までやってこられているのですが、多子世帯に対しての施策も打たれているとは思いますが、さっきも言ったように、子育て、教育にお金がかかり過ぎたり経済的に厳しいというこの状況に、わかりやすいような施策というのが必要なのではないかなと思っています。例えば、今までありましたよね。多子世帯に向けての支援の取り組み事例というのは結構たくさんあったり、出生時に子育て応援券を配布するだとか、今砂川で一番は、市長は余りやりたがっていないのですけれども、子供に対する医療費の補助という枠をもう少しふやしてあげるべきだと思います。

特に多子世帯の場合にまず第1段階としてやったらどうかと私は提案したいところなのですが、例えば、今は未就学児までしか無料化になっていない砂川市なのですけれども、第2子までは小学生まで無料にするとか、あるいは第3子以上は中学生まで医療費を無料にするとか、段階的に多子世帯の方々がふえていくような状況をつくれば出生の数もふえていくのではないかと私は考えています。そんなようなことは今後考えていかれないのかなと、まずそこら辺のところをお伺いをしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 個別施策の内容については、担当がそれぞれ部署ごとにいるということもあるので、なかなか答えづらい部分もございます。

また、議員さんのご指摘ありました28年1月につくった総合戦略、人口ビジョン等々でのアンケートを踏まえてのお話をいただきました。このアンケートを踏まえて、27年から前倒しでやっていますけれども、27年、28年、29年と多子世帯も含めて子育て支援における施策、先ほども答弁させていただきましたけれども、施策を数多く打たせていただいております。これからその成果も出てくるのではないかなと思います。先ほども話しましたけれども、出生数、子供が生まれるには日数が当然かかりますし、今独身の方がいても、その方が子供を授かるまでは月数、年数というのがかかるものですから、即効的な部分ということでは数字はあらわれてこないと思いますけれども、少子化対策、多子世帯に対する施策というのを十分今までは受けていますので、まずはその様子を見なければならぬのではないかなと思います。個別の部分についてはなかなかコメントできないかなと思っていますけれども、市全体としては引き続き子育て支援というところは手をおろさずに進めていかなければならないなと思っていますので、その辺で理解いただけないでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 出生数の減少というのは、教育やなんかにもいろいろな意味で大きな影響をもたらしますよね。北光小学校は複式化になっていくということ、それから新聞でも取り上げられましたけれども、新1年生が90人を割った。10年前の半分になってしまっているという状況があるわけですから、今の多子世帯に向けての支援策というのが確実に今後効果を上げていけるのかどうかというのはまだまだ、そこに向かって打つ手というのはどんどん打っていったりわかりやすい施策をしていかなければならないのではないかと、思うのですけれども、それから先ほどの社会動態の中でも1つ提案をしたいと思うのですけれども、砂川には本当に仕事がないのかということなのですけれども、女性に向けての専門的な仕事というのは十分あるのだと私は思っているのです。

例えば看護師さんたちは、いつも少ないと病院のほうは言われています。それから、介護職も不足しているという状態もあると思います。また、よく市のホームページを見ると、

保育士さんたちだとか学童の指導員の募集なんかはいつもいつも載っている状態ということになっていますよね。そんなことを考えると、そういう専門的な部分の仕事というのは、まだまだ砂川市ではニーズがたくさんある。ここを何とか移住定住の中でもしっかりとアピールする必要もあるのではないかと思うのですけれども、聞くところによると、都会では3組に1組が今は既に離婚をしているそうなのです。シングルマザーが急増しているらしいのです。札幌でも、ついこの前新聞でありましたけれども、認定保育所で6,000人申し込んだのだけれども、2,000人以上がそこに落選しているという状態があるわけですね。うちからも近いあの札幌で、シングルマザーで仕事もしたいのだけれども、子供を保育所に預けられないと、こんな状態があるのです。砂川なんかは待機児童はゼロです。ここに着目したらどうかなと思うのです。

前にテレビを見ていたらたまたまやっていたのが、シングルマザーを移住させよう。シングルマザーに限っていろいろな有利な助成策とかというのを打ちながらやっているということがありました。今言った看護師さん、例えば介護職、保育の関係、これはみんな女性の方々が合う職種だと思うわけですね。近い札幌でも、子育てをしながら仕事をするというのが難しいシングルマザーの方が多いという話も聞けば、何とかこの方々を砂川に呼んだらどうかと私は考えるのですけれども、実はチ・カ・ホでいいパンフレットをもらってきました。きのうも話題になっていたのですけれども、このパンフレット、市立病院が手づくりでつくったパンフレットらしいのですけれども、チ・カ・ホに置いてあるパンフレットなのです。

砂川にはとても大きな病院があって安心できると書かれていて、もう一つ、このパンフレットのいいのは、ここで看護師さんたちを募集しているのです。私がさっき言ったように、もしも札幌でチ・カ・ホを歩いている人がこのパンフレットを見たときに、砂川にはこんな大きな病院があったのだと。ここで働いてみるかと。私はシングルマザーで看護師なのだけれども、札幌で働くにしても子供を預けられないし、こんなちゃんとした病院がある砂川だったら行ってみてもいいのではないかななんて思ってくれるようなこともあるのではないかと。その1つの動きが出たのが市立病院がつくったパンフレットかなと私は思うのですけれども、こんなことをどンドン、どンドンぜひやってもらいたいと思っていて、これは所管がどうのではなくて、総務がしっかりと全体を把握しながら移住定住、出生数を上げるということをしっかりやってほしいと思うのですが、市長、この辺のことで何かご発言はありませんでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 小黒議員と子育てについては私が市長になってから何回も論議しているわけでございますけれども、私が市長になったときに言ったのは、砂川の魅力はどこにあるのだと。要するに、ほかのまちがやっているからこれをやるなんていう考え方はしないと。砂川がほかより秀でている部分はどこなのだ。それに特化しながら

砂川の状況に合わせてまちづくりをしないと、金太郎あめのようにほかもやっているから同じようなことをやって本当に効果はあるのかと。

その1つには、医療費の無料化。本州の県ではみんながそろってやって、お互いに医療費を上げて、経費も出て行って、効果はなかったと。医療費の無料化だけで人はふえるのかといたら、現実にはこの近隣もなっていないと。それで、私がよく言ったのは、今、日本で一番の課題は、医療費が上がっているのをどう抑えていくか。総務省が今考えているのは、医療費を削減するのは、実際に担っている地方が削減しないと落ちないと。何を言いたいかというと、地方が下げるような努力をしているところにある程度交付税なりなんかを変えようかという状況になっておりまして、医療費の無料化をやったところでは、みんながやって自分のところの経費が、結構かかりますからすごくふえていて、国に何とか助成してくれという動きもあるけれども、国のほうは冷淡で、自分たちの政策で医療費を上げておいて補助しろとはどういうことだという状況になっているので、私は医療費の無料化というのは、効果がないとは言いませんけれども、それをやることによって自分のところも医療費もさらに上げて行って、さらに支出をふやす、そういう政策はすべきではないと。だから、医療費の無料化をやらなくて、ほかのほうの政策をやるのだと。

例えば保育所、2子目は半額にして、3子目はただにしようと。それは国がやる前からうちはやっていた。また、お母さんたちとヒアリングしたときに何がネックですかといえれば、共稼ぎ世帯がほとんどですから、保育所の問題であったり、共稼ぎしやすいような体制をつくってくださいと。職安のほうで若いお母さんの募集がない。なぜかということ、子供が病気になると休まれるので採用しないと。ですから、うちは病児保育をやった。病後児保育もやった。病児保育をやっているのは数は少ないですけども、砂川市は市立病院がありますから、共稼ぎしやすい環境を徐々に整えていく。子育てに関していえば、私は医療費の無料化は未満児しかしていませんけれども、ほかのほうの政策は決して他市より引けをとっていないと。ただ、そういうことをすることによって、うちの出生数がどうしても落ちていくのをとめることはできません。だけれども、落ち方をすごく少なくしていると。

100人切ったとかどうのこうのと言われますけれども、そうしたら他市の砂川市より人口の多いところの出生数がうちよりも少ないという現実もあるのは、私のやってきたのは間違いなく効果が出てきている。20代、30代の女性の割合が空知では一番砂川市が高い。ですから、消滅可能都市としては砂川が一番下位にいます。それだけ条件が整っているから、そこの人たちの婚活をやったり、何とか子供を産んでもらう、住みやすい状況をつくるというのが私の政策であり、その中から少しずつでも効果を出していこうと。また、財務省の建物がありますけれども、小黒議員は余り賛成していなかったみたいですけども、買い取ってやったところにはすぐ4組9人の方が入って、そのうち1世帯は子育て世帯が入ってきましたので、少しずつでも減少に歯どめをかけるような努力は私はして

きたつもりで、数字にもそのような結果が出てきていると。ただ、死亡する人をとめるといのは、高齢化ですからふえていくのはとめようがございませぬけれども、出生のほうを何とかしようと。

それから、看護師さんが滝川のほうからといっても、もともと滝川の人を採用になって来ている場合もあつたりして、なかなかその辺は難しいのですけれども、住むところの問題があつたり、家を建てる時代でもなくなるから、住む場所をどうマッチングさせていくかということで、いわゆる移住定住の空き家対策ですか、それをうちの職員を2名専属で配置して、全戸把握しましてデータベース化しました。そして、持ち主なり、その子供たちのデータもやりとりも全部記録で残しておりまして、そこをマッチングしながら空き家と若い人たちが、家は建てられないけれども改修して、買うだけのお金で条件が整うかどうかというのはこれから行っていけば、ある程度そういうところで定住をふやすことができるのではないかと。

単身の人はアパートが、小黒議員言ったとおり、私はずっと言っていますけれども、市内の相場は高過ぎで、なかなか砂川に住むのは厳しいから、滝川の安いアパートに入って通ってくるというのは私が以前から言っているところで、そこは民業圧迫という難しい問題もございませぬから、他市から来る人たちの受け皿として住宅をつくるとすぐ埋まったということは、そういうニーズは間違いなくあると。そこは空き家の中で何とか対応できないかなとやってきていまして、その成果は正直言って、先ほど総務部長言った数字の中から私は確実に出てきていると読んでおります。ですから、うちの実態に合わせた政策を着実に、ほかの市町村に惑わされることなくうちの特徴を生かしてしっかりやっていけばうちはしっかり生き残っていくと、そう思っているところでございませぬけれども、足りなければまたご質問してください。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長のお話しになっていることは大体私もわかるのです。わかるから今回はもう少し違う、もし私が市長になったらどうしようかなと考えてご提案をしているのですけれども、まず第1点、先ほどから言ったように、せっかく産もうとしている人たち、現実に砂川に住んでいるこの人たちへもう一頑張りしていただいて、子供を産むきっかけになってもらえるような施策を打つこと。その1つとして、医療費については市長はどうしても嫌みたいなのですけれども、さっき言ったのは、2子目の場合は小学生まで、3子目以降になったら中学生までを無料にしたらどうかというご提案です。それから、ほかに住んでいるシングルマザーの人たちに施策をちょっと厚目にして、この人たちが砂川に来て働こうと。もちろん子供も一緒に連れてくるわけですから、これはぜひやっていただいたらいいのではないかなと思うわけなのですけれども、今まで何もしていないなんて決して言っていないのです。なかなか出生数が伸びていけないので、これをさらにもう一歩というところの、私は今ご提案をしているのですけれども、この辺について市長はどん

なお考えになりますか。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 先ほども言ったのですけれども、今の国の一番の課題は、黙っていても1兆2,000億ぐらいずつ毎年、何もしなくてもふえていく社会保障費、その中でも一番大きいのが医療費、それをどう抑制していこうかというときに、医療費の無料化をすることによって、国レベルでいえば8,000億以上の金が、単純に医療費がはね上がっていきと。そういう状況の中で市町村が、無料化するはその市町村の考えでいいのですけれども、することによってさらに自分のところの医療費を上げて、自分の財政も圧迫しながらやるのなら、私はそこにお金をかけるのではなくて、違うところの子育て支援のほうにどんどんかけるべきだと。

皆さんすぐ医療費無料化と、猫もしゃくしもといったら怒られますけれども、どこの市町村もやっていて、恐らく空知でやっていないのは滝川と砂川ぐらいで、医療費を無料にして本当に人口はふえたのかといったらそういう結果は出てこない。まちの魅力を出してあげないと人は集まらない。一番最初に言われるのは教育と買い物。その次はいろんな政策なりまちの魅力をどう上げていくか。例えば高齢者が住みやすいだとか、共稼ぎしやすいだとか、そういうメニューをいっぱいそろえろとか、まちの基盤を整備するだとか、無電柱化も含めてそういう魅力をあわせていくことによって人が集まってくる。ただ無料化だけで人がどんどん集まるのなら、ほかのまちの人口はもっとふえていってもいい。でも、現実にはうち以上の勢いで落ちていっている。だから、そこではないと思うのです。やり方は、無料化にしなくても、それにかわる、例えばもっと小さい子、いわゆる手のかかる子供たちにいろんな施策をやることによって、子供にそんなにお金はかからないのだよという見せ方というか、施策が必要だというのは、若いお母さんたちとヒアリングすると必ず言う言葉でございまして、確かに無料化の話もございましたけれども、私はそれはどうしてもできないのだと。それをやるのなら、違うほうでお金をかけてやるからという話を直接しております。みんなそろって無料化にして、効果がなかったという結論がほかの県で出ているやつを今やるのなら、違うほうに出すべきだと。もっと違う方法はいっぱいありますから。

今回、新年度の予算でまた出しますけれども、お母さんたちが言うのは、それにかわるのなら、わかりましたと。こういうところをやってくださいというほうの選択を私はしたというだけで、そこをやるのなら違うものでかえれると。要するにお母さんたちが産むときにかかるような経費、産むときに必要とするものところに手をかけるべきだという考えでございまして、医療費にかわるもので負担軽減になるような方法、違う方法を選択しているということですから、効果としては私はそんなに違わないと思うのです。保育所をただにするとかそういう施策をやることによって負担はもっと軽減できるわけですから、それが子供を産むための動機づけに恐らくなっていくだろうと。出生率が100切ったと

かどうのこうのと言われますけれども、ほかのまちの落ち方と、人口が多いのにもっと少ないところがあると。うちはそれだけ今までやってきたのが少しずつ効果が出ていると。落ちるのをとめるのは至難のわざかもしれませんが、落ち方を少なくしながら何とかこのまちをもたせていこうと。うちのまちの特徴に合わせた施策をやりながらという考えですから、医療費無料化については、何回言われても私はやる気になれません。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 この話はなかなか平行線というか、ただ何かのときに私の今2つ言った、多子世帯への補助を厚くさせること、それからほかに住んでいるシングルマザーの人たちを砂川に何とかという話、ふと思い起こしたらまた考えていただきたいなと思います。

2点目のことに話を変えていくのですけれども、そもそも他市町の人が救急車で運ばれてきて市立病院で亡くなってしまったときに、何で病院で最後の火葬までしていかなければならないのかというところというのは、根拠というのは何があるのかお伺いしたいのですけれども。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局山田審議監。

○病院事務局審議監 山田 基君 まず、今のご質問、なぜ病院が火葬までというお話がありましたけれども、病院としましては火葬までは行っておりません。最初にお伝えした死亡届を出すまでで、火葬等は市のほうにお願いしているというところでございます。

なぜ途中までも私たちの病院がしなければならないのかというところなのですけれども、身寄りを探すというところは当然私たち、死亡しなくても入院患者さんのいるときに手術等で同意をとらなければならない場合もありますし、確認しなければならないという仕事であります。その後不幸にもお亡くなりになったというところですが、その場合いつまでもご遺体を病院に置いておくわけにもいきませんし、先ほど言ったように、病院で火葬するということにもなりませんので、それは誰かに引き取ってもらわなければならないというところなんです。それを探して最終的に身寄りがいなかった場合は、墓地、埋葬等に関する法律というものがあまして、死亡地の市町村長がそれを実施することということになっておりますので、うちの病院長が死亡届を出して、市のほうにお願いしているという状況でございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今言った墓地、埋葬等に関する法律、昭和23年に施行されている古い法律なのです。たまたま身寄りのない方がうちに救急車で運ばれてとなるのですけれども、なぜ他市町に限ったかという、住んでいたところから救急車で運ばれてくるわけだから、住所はちゃんとわかっているはずだと思うのです。つまり、どこかのまちに住まれている方がうちの病院に来た。不幸にもうちの病院で亡くなった。亡くなったのだけれども、この人、実は身寄りがなく、あるいは身寄りがあったとしても、私はこの人とかかわりたくありませんといった場合であっても、市立病院が最後までお見送りをしなければならない

というのは、どうも私わからないのです。市立病院ではなくて、住んでいたところ、救急車で運んできたもとの自治体がちゃんとやってくればいいのではないかと普通に思うのですけれども、そうはいかないということと、それからまたそういう事例も今現実にあるということなのですね。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局山田審議監。

○病院事務局審議監 山田 基君 運ばれてくる方には本当に住所不明の方もいらっしゃるのですけれども、大体はそのまちから運ばれてきますので、居住実態というのはあるかと思えます。ただ、情報を仕入れるときに、戸籍とかそういうところでほかの市町に確認をさせていただいて、こういう方が今運ばれてきているのですと。身寄りはいませんかというところから始まるのですけれども、今議員さんおっしゃったように、もともと身寄りがいない場合と、身寄りはありますけれども、かなり疎遠になっていて私は引き取りませんという方もいらっしゃいますし、また身寄りがいらっしゃっても、例えば本州とかで高齢の方で、引き取りに来るのはかなり難しいという場合で、拒否といいますか、される場合もあります。いろんな場合があるのですけれども、それらも含めて他市町の福祉サイドとかそういうところとお話はさせてもらうのですけれども、先ほど言った墓地埋葬等に関する法律の第9条の規定に基づいてそちらでやっていただければと言われますので、それ以上はどうしようもないのかなということで、私たちが届け出までは出して、砂川市のほうにお願いしているという状況です。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 いろんなところから砂川というのは救急車で運ばれてきますよね。センター病院だし、高度急性期の病院だから、いろんな状況でいろんなまちから運ばれてくると思うのですけれども、各自治体によってその対応というのは違うのでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局山田審議監。

○病院事務局審議監 山田 基君 各まちによって対応が違う場合もありますけれども、協力的に身寄りといいますか、親戚とかの身内でなくてもふだん近しくしている人を探していただいたり、そういう引き取っていただける方を見つけていただく場合もございますし、最終的に探してもどうしてもというところであれば法律ということでされる場合もありますので、まちなのか担当者によって若干変わるようなところがあるのは事実でございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 砂川市民ならわかるのです。市立病院だから、人命を大切にというその気持ちもよくわかるし、そのために仕事を一生懸命やっている皆さんの努力もわかるのだけれども、地域医療連携室というのは大変なところだと思うのです。忙しさというのは。そこに、他の自治体から運ばれてきた人が亡くなって、身寄りがなかったらうちのまちでお見送りをしなければならぬというのがどうも私はわからなくて、確かに法律ではそう

なのかもしれないけれども、今後ますますうちの病院というのは地域のセンター病院になっていくし、よそから救急車で運ばれる方々がすごく多くなっていく。この方々を救急車やその立場で即座に判断なんかできるわけでもないわけで、せめてそうなったときにはもとの自治体がちゃんと協力するということがあってもよさそうな気がするのですけれども、市長、広域的に考えていったときに、こういう病院を持っているからこそ大変なことというのが、今後高齢化もますます膨れていくときに首長さんたち同士でこの辺のことというのはできないものかなと思うのですけれども、どうなのですかね。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 話をしても首長は乗ってきませんでした。わかるのです。今の法律とか状況からいくと、うちは3次医療圏の救命救急センターを持っていると。その分に伴って国から厚く特交なりお金が出て、不採算部門が何とかやれるようにしていると。また、病院にとっても、救急で来ることによって収益が上がる分野も現実にあって、プラス・マイナスどっちをとるかというのは難しいところなのですけれども、現実的にはその負担を違う圏域で求めようとしたら周りの自治体から拒否されたというのがございますし、恐らくその分の負担というのを求めるのは、そういうのを送るなどは各自治体の首長には言えますけれども、現実的にはなかなか、病気になって運ばれる人が大惨事の生きるか死ぬかというときには3次医療圏の救命救急センターに持ってくるという、そういうことにはなるのだろうと。それをうちは受けざるを得ない立場にあって、東京とか大都市へ行くと、民間の病院は一切受けません。そういうのがあから受けないのです。踏み倒されたり、子供を産んでいなくなる。救急で来る場合は大体そういう場合が多いので、大都会では民間の病院は受けないと。どこが受けているかといったら、自治体病院なり公的病院がそれを受けざるを得ないという役割になっているのは現実としてある程度やむを得ないかなと。自治体間同士でそういうのはやめてくれと言っても、首長は誰が病気になって、どんな人が行くかも把握できない状況にあるので、ある程度砂川市立病院の立場としては、そこは受けざるを得ないのだろうなとは思っています。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後0時59分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の質問を許します。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 次の質問、石山中学校の関係の質問に移っていきたいと思うのですけれども、授業参観に行ったときに驚いたのです。先ほど次長は教室の広さ等もお話しいただいたのですけれども、今の中学生は体格がいいですからあふれんばかりで、いい言葉で言

えないぐらい熱気むんむんで、しかも荷物もたくさんあるものですから、あふれ返っているという状態です。法的には確かに40人というのは私もわかるのです。ただ、砂川市としてこの現状をこのまま見過ごしていいのかなという思いがあって今回の質問になっているのですけれども、先ほどの答弁ではこれ以上はどうにもなりませんみたいなお話になっています。先ほど次長もお話しになっていたとおりで、この石山中学校、来年含めて3学年だけなのです。その後というのは一気に本当に下がってってしまうのです。砂川市がお金を出せば、この38人、39人の学級を2つに分けることはできるのです。そういうことは全く考えられないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 砂川市の学校の学級編制につきましては、国で定める40人という学級のもとにこれから編制をしていくということで変わりございません。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 国が定めると言ったら、砂川市独自の教育、教育行政というのではないのかという話です。ほかの小中学校というのは、今の砂川の現状でいくと、それぞれ20人から、多くて34人ぐらいかな。適正な学級規模になっているのです。偶然と言ったら偶然なのですけれども。ところが、石山中学校だけが40人ぎりぎりという状態です。3年間だけ、この状態が続くのは、これを過ぎれば周りの学校と同じような状況になる。3年間だけ何とかならないのかということなのです、私が言うのは。教育長、国でこう決まっているのだから砂川はこのままなのだと、こういう冷たいお答えしかないのですか。

○議長 飯澤明彦君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) ただいま40人学級ということでの質問ですが、こちらのほうは今、冷たいということではなくて、この基準の中で今までも行っている。つまり、40人ですと40人が1学級、41人になると20人と21人の2学級と。これは、小学校でも中学校でもそれに応じた教育を行ってきたということであります。例えば市費教員を入れればできるかもしれませんが、ただそこは、教科云々というのがあれば、もしやるとすれば小学校から始めなければならない部分です。石山中学校がこの3年間だけだからここを入れるというのは、教育の継続性としてもなかなか難しいです。

それと、現実的な話をさせていただきますと、市費教員を確保して担任を持っていただくというのは非常に大変です。人材も、市費教員というのは期限つきですので、正職員ということにはなりませんので、そこのところを踏まえていくと、全市的な小中学校の考え方から持って行って、そして最終的に中学校まで上がっていくかどうかということになりますので、現在の石山中学校だけということについては、国の基準どおりやりたいという考えでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 先ほども言ったとおり、ほかの学校は、適正というのはどこが適正かと

いうのはまた別な話なのですけれども、20人からせめて三十数人の、それなりの平均した砂川の。ただ、さっきから言っている石中だけが今こういう状態なので、ここを何とかということは別に何にも不思議ではないなと私は思っているのですけれども、1つだけお伺いしたいのですけれども、何とかならないのかなと思って文科省のホームページを開いてみたら、学級編制の弾力的な運用というのが実はあるらしくて、市町村別の教職員定数等の範囲の中で学級編制の弾力的な運用が可能という1行を見つけたのですけれども、この辺というのは石中では適用ができないのかどうかお伺いしたいのですけれども。

○議長 飯澤明彦君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 この弾力的な運用を現在行っているのは北光小学校ということになります。これは、人数が多いというよりは少ない複式の関係で市の単費を入れているということになっていきますので、実際にはそこに入ってはいますが、ここだけは基準外ということになっています。ただ、何回もお話しするように、市全体で小中学校含めて考えていかなければならないという市教委としての考え方ということになりますので、この石山中学校だけを抜き出してという考えはございません。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 普通の学級の授業そのものもあふれているのですけれども、例えば理科の実験、これだって砂中の子供たちと石中、これだけの人数が一遍にそこに入っている授業をやらなければいけない。これは本当に教育機会の均等が奪われてしまっているのです。家庭科だって家庭科室の中の広さ、これはスペースがあるわけでしょう。今のうちの新しい小学校みたいにオープンスペースだったら廊下まではみ出ても構わないのだけれども、砂中は古い学級だから、コンクリートでそれ以上延びないのです。理科とかそういう学科の場合、これからもぎゅうぎゅうであってもそのまま続けるというおつもりなのでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 社会と数学、音楽、これにつきましては基本的に特別教室というのが別にございまして、そちらのほうで授業を行う。さらに、理科、技術は必要に応じて使用するというので、そちらのほうに移動して授業を行うということで今実際も行っております。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ここは本来9学級ある学校なのです、石山中学校というのは。それを3クラスだけ使って今授業をしている。せめて何らかの支援員なりを補強するなりするというお考えはないのか最後お伺いして、終わりたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 支援員というのは、特別教育支援員というのを石山中学校に配属しておりますので、その支援員は現状のまま引き継いで、授業のサポートに入っていた

だくということで考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） それでは、既に通告してありますとおり、大きく3点について市、教育委員会の見解を伺ってまいります。

大きな1点目は、市立病院における職員確保についてであります。市立病院がその有する機能を十分に発揮して運営されていくためには、医師や看護師といった医療職以外にもさまざまな職種の職員が必要です。近年では都市部への人の流れが顕著な傾向にあり、どのような職種であっても容易に地方に集めることが難しくなってきました。直ちに病院の機能に支障を来すことがなくても、人材の確保はとても大切なことであり、常日ごろからの取り組みが求められています。そこで、以下の点について伺います。

（1）医師以外の職種において、昨年からいろいろな職種を対象にして募集をかけていますが、そもそも応募もない職種もあります。その職種に人が集まらないことによる支障はないのか。

（2）今後応募のなかった職種について引き続き募集を行うにしても、従前と同じ取り組みでは人材の確保は容易ではありません。例えば年齢要件の緩和やさまざまな職種を養成する学校等への直接訪問などの新しい取り組みを行うことなどについても考えていくべきではないか。

次に、大きな2点目は、自治体PRにユーチューバー等を起用することについてであります。若者に人気のあるユーチューバー等に砂川市全体のPRをしてもらうことで、砂川のさらなる知名度向上や移住定住の取り組みの後押しなどにつながる可能性も秘めています。そのためにも、具体的な施策が行われる前段階として、まずは全国の方にしっかりと砂川を認知してもらうことが大切です。最近ではユーチューバー等を起用した自治体PRがふえていることや、芸能人やモデルの方とはまた異なった魅力を持っており、今まで届きにくかった若年層に対して、例えば移住定住やふるさと納税の紹介など訴求力が高いとも言われています。道内の自治体ではまだそういう取り組みを行っている例は余り聞きませんが、他の自治体に先駆けて、砂川市としても今後ユーチューバー等のような外部人材を起用した動画を活用して砂川市のPRを積極的に行っていくべきではないか。

最後に、大きな3点目は、小中学校における法教育の導入についてであります。近年、法化社会が訪れており、小学校、中学校の学習指導要領の中においては、双方ともはっきりと法教育というキーワードで触れられていないものの、規範意識の醸成や道徳の強化が盛り込まれています。社会のルールである法律は社会集団生活の根本的な規範にもなり、現代社会にはあらゆる法的紛争リスクが潜んでいることから、若年者のうちから法律について学んでいくことは社会を生きる力を伸ばすことにもつながり、学力だけではない人間力の向上にも寄与します。法務省などの関係機関においても、学校に講師を派遣する取り組みなどを通じて法教育を広げていこうとしていますが、砂川市においても、関係各機関

との連携を視野に、市内小中学校でも法教育についてもっと取り組みの姿勢を強めていくべきではないかと思いますが、教育委員会としての考えを伺います。

以上のことを伺いまして、演壇からの初回の質問といたします。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 大きな1の市立病院における職員確保についての(1)人が集まらないことによる支障はないのかについてご答弁申し上げます。平成30年度の医療スタッフ確保に向け、助産師や看護師、薬剤師、放射線技師、作業療法士、理学療法士、臨床工学技士、管理栄養士、一般事務員、社会福祉士、臨床心理士、医師事務作業補助者、診療情報管理士、介護福祉士、第1種電気工事士、看護学校教員の16職種に対して募集をかけたところであります。そのうち応募のなかった職種は助産師、臨床心理士、第1種電気工事士、看護学校教員の4職種となっておりますが、各職種の充実を見据えた求人であり、現状においても業務に支障を来すことなく病院機能は維持できているところであります。

次に、(2)の応募のなかった職種への新しい取り組みについてご答弁申し上げます。職員の募集につきましては、それぞれの職種の適正配置や所属職員の年齢構成などを考慮して行っておりますが、年齢要件につきましては、補充の緊急度や経験者の必要度等により決定しているところであります。職員確保に向けた新たな取り組みとしましては、助産師養成校の学生に対し返済免除を規定した修学資金の創設や、職員募集を含めた病院紹介パンフレットを札幌地下歩行空間に設置しているところであります。また、大学助産学科や工業高校など各種養成校への学校訪問や、学校主催の就職説明会には当院勤務の卒業生を同行させ、当院のPRを行っております。今後においてもより効果的な求人活動を模索しながら職員の確保に努めてまいりたいと考えているところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 大きな2点目、自治体PRにユーチューバー等を起用することについてご答弁申し上げます。

インターネット上の動画再生サイトであるユーチューブにおいて人気の動画を作成、発信している方を一般的にユーチューバーと呼称しており、その情報発信力について一定層、特に情報の届きにくい若年層に対しては一定程度有効であると認識しているところでございます。共通の趣味や特定の分野に興味、関心を持つ方たちが広く視聴、アクセスし、その内容をフェイスブックやツイッターなどSNSを併用して広く拡散することにより、情報発信、伝達はより効果が上がるものでございます。当市においては、地域おこし協力隊によるSNSを利用した情報発信を、移住定住に関するもの及びSUBACOの情報について写真やメッセージのほか、ユーチューブを通じた動画についても積極的に発信しておりますが、いわゆるユーチューバーを利用した発信については行っていないところでござ

います。

ご質問の若者に人気のあるユーチューバーなどの外部人材を起用した動画を活用した砂川市全体のPRを行う考えについてであります。市が発信を行う税や保健福祉などの行政情報については、対象の大部分が市民であるため、その効果は限定的なものと考えますが、一部自治体ではふるさと納税の返礼品のPR動画をユーチューバーに発信いただき、市の知名度の向上、ふるさと納税の増加に向けた取り組みなど効果的な活用事例もありますので、全国的な事例、費用対効果、または代替できる他のツールの有無、さらにはメリット、デメリットなどを勘案しながら幅広く調査、研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君（登壇） 私のほうから大きな3、小中学校における法教育の導入についてご答弁申し上げます。

平成29年3月に告示されました新学習指導要領につきましては、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から完全実施されることとなっており、現行の学習指導要領と同様に、新学習指導要領におきましても法にかかわる学習を履修することが明記されているところであります。

具体的に申し上げますと、小学校におきましては、第3学年における社会科の地域の安全を守る働きについての学習及び第4学年における社会科の人々の健康や生活環境を支える事業についての学習において、さらには社会生活を営む上で大切な法や決まりについて取り扱うこととなっており、第6学年における社会科の我が国の政治の働きについての学習では、法令や予算とのかかわりなどに着目して、国や地方公共団体の政治の取り組みについて取り扱うこととなっております。中学校におきましては、第3学年で履修いたします公民的分野において、民主的な社会生活を営むためには法に基づく政治が大切であること、国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために法に基づく公正な裁判の保証があることについて取り扱うこととなっているほか、決まりやルール、公正公平という観点からは、小中学校ともに、社会科のほか、生活科、保健体育、特別活動、道徳科においても取り扱われているところであります。

また、法務省が平成24年度に全国の小学校1万校、平成25年度に中学校5,000校を無作為に抽出して実施した法教育の実践状況に関する調査研究報告書によりますと、法律家や関係各機関との連携に関する学校からの意見として、機会があれば実施したい、教師が直接指導できない部分を詳しく指導してほしい、どのような教材があるのか知りたいという要望が報告されており、同省からは法教育に係る出前教室等についても通知されているほか、道内におきましては、札幌市や函館市の公立学校において札幌弁護士会、北海道行政書士会等による出前講座が実施されているところであります。このようなことから、教育委員会といたしましては、法教育推進協議会が作成し、法務省が推奨しておりま

す小中学生を対象とした法にかかわる学習教材を各学校に対して広く紹介していくとともに、児童生徒の学習意欲を高めるための関係機関との望ましい連携のあり方などについて校長会とも協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、順次再質問を行ってまいりますけれども、まず最初に病院の関係であります。どうしても議会で病院の職員の話をするときには医療職の募集の話になりがちなのですが、ただ、昨年1年間の砂川市立病院の医療職、医師や看護師以外の応募状況といったようなものが気になって調べてみると、通年を通して募集をしていて、年度末に至って充足された部分があるので、先ほどの答弁の中では4職種が今のところ来ていないといったところで落ちついたのですが、さりとて病院の機能を維持していくというのは、チーム医療も推進されておりますし、必ずしも医療職だけでは担い切れないところがあるだろうと思っております。

また、募集に関しても、これも今集まっていない4職種に関しても通年で募集をかけておりますが、今のところは障害がないとはいっても、今働いている職員の年齢構成ですとか、あるいは市立病院のほかの一般の職場との違いをいえば、先ほどの一般質問等でも出ていましたが、女性の多い職場であると。女性の多い職場であるということは、結婚されて、この地域から離れていかれる方もまたいるわけでありますから、そういった方々が離れた後にすぐに募集するということは難しい状況に、この地方部にあってはあるのかなと思っております。

そこで、今後も継続して募集をかけていかれるとは思っておりますけれども、現状は支障がないといっても、ただ、先ほども申しましたように、今いる人方もいつまでいるかわからない状況であると。それから、もう一つは、市立病院がさらに機能を高めていくためには、もしかすると今後人材の確保といったようなものが、今現在は診療報酬に反映されていなくても、今後はチーム医療の推進の中でそういった診療報酬に反映されてくる部分もあるかもしれませんので、この辺は、ここも妙薬はないとは思いますが、それから今までも皆さん方が十分取り組んできていることは承知しておりますけれども、単にパンフレットを置くですとか学校訪問等だけでは、どこも同じように人材の確保で同じようなことをしているわけでありますから、なかなか成果というもの、ここでいう成果というのはまさに人が応募してくれて採用することという意味なのではございますけれども、それにつながるの難しいのかなと思うのですが、ただ、今現状、先ほどの答弁では、OBの方を養成校に連れていったりですとか、都市部においてパンフレット等を配ったりするという答弁はいただいたのですが、それ以外に何か取り組みとして市立病院として考えていくこともしていないといけないと思うのですが、その辺についてというのは、内部協議といったようなものというのは今現在どのように行われているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 人材確保について、かねてからこの地域のみならず、どこでも人材は確保するのが容易でない時代が来るというのは数年前からわかっていたことで、そういったことから当院におきましては、特に看護師にあっては修学資金というものを創設したと。恐らく今道内では、隣まちの滝川さんがないぐらいだと思います。それと、24時間365日リハの時代が来るのかなといったことで、理学療法士なり作業療法士を確保するに当たってはいち早くその方向で進めてきたといったことで、それらについても若手が多い中で徐々に力をつけてきていると。

そういったこと等も含めて、なかなか集まらない、特に助産師も、今は助産師プラス看護師の中で病棟の運営は行っていると。そういった中で高齢化していくであろうということで、そういったものを見据えたときに、助産師のレベルというのはかなり高いものから、そういったこと等も含めまして、うちの看護学校のみならず別のところからでもといったことで、そういったことをするためには、助産師の修学資金を確保して、今後におけるうちの確保といったことを目指したことで創設したといったこと等でございます。

それと、これまでやってきた中では、特に私と隣に座っている審議監が、なかなかこういった公募だけでは無理です。といった中では、1人のターゲットを目指して、ちょっと語弊がありますが、一本釣りに行っております。医師のみならず。そういったことはこれまでもやってきておりますし、今後ともこれは進めていく。そういう人材がいれば、人材を探すことももちろんやっています。そういったことでございます。

それと、私がかねてから非常に興味があったと言ってはなんですが、パンフレットを置きました。幸い今後北洋銀行さんのほうで広めてくれるということで、各区にある北洋銀行さんの支店、そういったところにも配置してくれるというお話が今週入ってきたということなのですが、それより私が注目していたのは、札幌駅の地下にあるデジタルサイネージなのです。空港にもありますけれども、空港までは私、あることはわかっていたのですけれども、そこまでは考えていなかったのですけれども、JRのデジタルサイネージというのがどれぐらいの料金がかかるのかなということがかねてから気がかりだったのです。そういったことで、たまたまJRの方と懇談する機会があったので、このたび、先週の金曜日かな、資料をいただくことができ、数十万かかるのですけれども、それらも含めて検討したいなということは、まだ課長さんたちには話していません。私に飛んできたメールが先週の金曜日でしたので、そういったことなどでの募集が可能なのかなということは私自身、今新たに考えているところでございます。

それと、もう一つは、例えば札幌市の市立札幌病院が自治体病院としてあります。そこでは正規職員化になされていない職種があります。ところが、うちで今度はそういった職種、道内ではまだ1自治体病院だけかな、MAさんといって医師事務作業補助者ですけれども、そこについて正規職員化しているというのは、お一方だけが1自治体病院で職員化しているのですが、そういった職種もいないと医師事務の作業補助というのがなかなかで

きない。こういったこと等も含めて今次、正規職員化していった。そういったことがなかなか伝わらないので、この辺をうまくもう少し広めていける手法を今後とも考えていく必要があると、今はそんなふうを考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 いろいろなことを当然内部でも検討はされているのだなと思うのですが、先ほどの質問でも聞けばよかったです。これもその都度、私のほうでも言わせていただいていますけれども、砂川市立病院というのは砂川市にとってすごく、空知地域にとって非常に大きな財産でもありますので、これをみんなで守っていくといったようなことを考えていかないといけない。

病院の特に事務方の職員の方、医療職もちろんですけども、ご苦労されているというそのご苦労を皆さん方だけに押しつけるわけではなくて、おとといですか、補正予算の総括でも触れましたけれども、市内にもいろんな団体があります。それから、市の組織の中にも経済部ですとか市民部とかいろいろあるのですけれども、所管にかかわることは聞きませんが、例えば東京砂川会とかあったときに、東京からUターンをされる、Iターンをしたい、Jターンをしたいといったような人に対する働きかけだってあってもいいのかなと。特に有資格者の方というのは都会に行けば行くほどいますから、道内の札幌をターゲットに狙うのが第一義的であったとしても、せっかく東京とのつながりを東京砂川会みたいなもので持っているわけでありますから、そういったような機会を捉えて、もしかするとそこに集まっている方の関係者あるいは子弟、子女の方で砂川に興味を持ってくれる方または砂川に戻ってみたいと思う方が出れば、特に関東近隣なんかはそういう有資格者の宝庫でありますので、そういったところに対する働きかけ、病院の問題は市立病院の事務方だけではなくて砂川市全体の問題で考えるべきですから、病院のほうからほかの部署に連携の話を持ちかけるといったようなことがあってもいいと思うのです。

ですので、決して病院だけでしょい込むのではなく、そういったようなこともこれからの人材確保のあり方としては、どこにどういう人がつながっていて、どこにどういう情報が転がっているかわからないわけでありますから、そんなことも検討していくべきではないのかなと思うのですけれども、市としての連携のあり方といったようなものは今どう進んでいるのかお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 特に今議員さんからご質問あった、別に僕は反論する気は毛頭ないのですけれども、先ほど来小黒議員さんがこういう場で紹介していただきましたパンフレットですが、もちろんあれは病院独自でやったのではなく、私が、地域政策課のほうに持ちかけて、連携をしっかりと図った中で配置させていただくことができた。そういったものですので、そういった取り組みはしっかりとしている。ただ、東京砂川会というのは、私はまだしておりません。それは事実です。そして、今後は、そういったことの働

きかけをどこでどうやればよりインパクトがあるのか、そういったこと等も含めて検討が必要だなということはございます。先ほどのデジタルサイネージも、果たして病院だけがやる方がいいのか、市全体として取り組むのがいいのか、その辺も考えなければならないなど。

それとあわせて、病院はこういう形で今改築になって立派になっています。ですから、医療の従事者にとって砂川市立病院というのは、砂川市は知らないと言ったら語弊がありますがけれども、砂川市立病院というのが医療従事者にとっては魅力的な職場であるといったことは事実です。これは面接している私が実感していますから。問題は、そういったときに砂川市のまちづくりというのはしっかり今後ともしていく必要があるということなのです。でなければ地方から来ません。私はかねてからそういったことを思っている中の一人ですから。そういう点で子育ての充実やなんか市長に立派にさせていただいておりますし、そういったこと等も含めてしっかりとしたまちづくりのもとで病院があると。病院を核としたまちづくりであっても、まちづくりをしっかりしていただかないことには医療従事者も来ませんから。そういったことでひとつよろしくお願ひしたいということを申し上げたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 力強いお言葉をいただいて、私もまちづくりについては、外に行って、先進的な事例を含めて、行政の皆さんとは別のパイプで、こういう場ですとかいろんなところで提言もさせていただいたり、または行政の情報が市民の皆さんにきちっと伝わっていないところは我々が伝える使命を持っていると思っていますので、まさに今ここでこういうやりとりをして、病院の事務方のトップである局長がそういう決意を述べられたというのは非常に重く思いますし、私としても心強いと思います。ですので、それもできるように別の部署にもハッパをかけて、ぜひともいろんな政策の総合的なものの中に病院が組み込まれているといったようなことは随所で訴えかけていきたいなと思っておりますし、先ほど東京砂川会の話も出しましたけれども、それもあくまでも1つの例示であります。市の職員であっても、それからまちのいろんな団体であっても、人のつながりというのはその人それぞれによっていろいろあるわけにありますから、パンフレットをつくったのはもちろん私も否定はしません。そういう連携があったというのもすごく評価しているところですけども、ただ、これは私が言うまでもなく、局長もよくご存じのように、パンフレットを置いて、砂川市立病院の評判がいいからというだけでは、今の答弁にもあったように、来てくれないのです。

ですので、そこは続けていただいた上に、今の時代、SNS等を通じて、特に若い方というのはスマホとかでそのまちの情報を見て、自分に合うかどうか、またはそのまちに住んでいる人とさまざまな情報の交換をしながら来てくれるものですから、そういった新しい発信のあり方も一緒に考えていかないと、もちろんパンフレット、チラシをつくることも

大事なのですけれども、それ以外に目で見て訴える。目で見て訴えるというのは、チラシもそうですけれども、目で見て訴えるだけではなくて音声による訴えです。陳腐な言い方をすれば動画とかでもそうなのですけれども、そういったようなものの発信のあり方といったようなものも、今までもやっているかと思うのですけれども、今までやったものずっと同じ焼き直しだけではなかなか人は集まってくれないので、どうしたら人が集まるような見せ方になるのだろうかというのは毎年のように検証していかないといけないと思うのですけれども、その点、今も取り組んでいらっしゃるのだと思うのですが、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 目で見せるというか、むしろ音声といったお話もあります。この辺では、院内でもいろいろなテロップで流したりもしておりますし、新たなドクターが来たら、得意なと言ってはなんですが、こういったことがうちの病院ではできるのだと。そういったものは周知を図ってきております。いち早くとはいっても、ドクターの都合がつかなくてなかなかすぐとはいっていない部分は確かにあります。そういったことでは今後とも、特にうちの平林院長がそっちのほうはなかなか通なので、私より、局長、こんなのがいいのだけれどもというアドバイスは、毎週月曜日の朝、私と看護部長、医療技術部長、薬剤部長を含めて情報交換をする、そういった機会もございますので、そういった投げかけもいただいたといったこともご報告した中で、新たなことは考えてまいりたい。

それと、人口をふやす云々かんぬんで、うちの建設部長、経済部長からも私のほうに投げかけがあって、実はうちに入っている業者さんで砂川に住んでもらっていない方もいるわけです。どうすれば住んでもらえるのかなというご相談を受けたときは、直ちにその人たちを個々に呼んで、私がヒアリングしました。その結果については、彼らにお伝えしております。そういったこと等も含めて今後、職員のみならず、砂川に一人でも多くの方が住んでいただけるようなことを私たちができる範疇でやっていきたい。もちろん、そういう考え方でいるということもあわせてご答弁させていただきます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 人材の確保ということで、今回そのテーマで一般質問をさせていただいているのですが、冒頭述べましたように、今のところは機能に支障はないということですが、今いる人たちが、どうしても定年があるものですから、定年で離職をされてしまう。数年間は再任用で防げるかもしれませんが、そうかといって、新しく資格を持った方が来ても、医療の場合は経験というのが非常に重要な分野でありますから、資格を取ってから実際臨床の現場に出て、何年間も経験を積まないといけないということを考えれば、そういった危機的な状況になる前から人材を確保していかなければならないというのが先ほど来の繰り返しなのです。

今までそのための取り組みをいろんなことをしていくというお話を受けて、しっかりや

っているのだなという反面、苦勞もかいま見えるのですけれども、もう一つここでお伺いをしたいのは、職員確保のためにいろんな取り組みをして、実際に募集をするために外に出ていくこともあろうかと思うのですけれども、一方で、ふと我に返るといふか、立ち返るといふか、今働いている人たちに、どうしたらもっと砂川市立病院に人が、人がというのは患者さんがということではなく、医療職や、あるいは医療隣接職の方が来ていただけるのだろうかという話し合いを内部でしたらいいと思うのです。そうすると、そこには建設的な意見もあれば、批判的な意見もあると思います。人間ですから感情もありますし、不満も出てくるので。でも、その不満や感情のことをおろそかにしては、それがひいては新規の職員の採用だけではなくて、今いる人たちの離職にもつながってしまうということも出てきますので、そのところはいろんな場面で経営会議とかで聞いているとは言うのですけれども、果たしてそれが末端まで浸透しているのかとなると、正直、外にいる私はそこはよく見えないのですが、その辺も職員の確保という大きなテーマの中では非常に重要なことになってくると思うので、その点病院としてどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 院内で現在までもここ2年、職員の満足度調査を行っている。そういった中で、初年度は事業管理者も院長も愕然とした不活性型組織といったことになってしまったと。次年度におきまして、これではいけないだろうということで、前もこういう場で申し上げたとおり、ご意見箱をつくったり院長座談会を開催したりということで広くご意見を吸い上げていると。そしてまた、入ったご意見に対しての回答なり、改善すべきことはしているといったことで進めてきております。

それで、新年度に入りまして今考えているのは、職員の活性化型のプロジェクトといったものを1つは考えていると。何をするのだということになりますが、今いる管理職の部分で主に課長職、事務方でいえば課長職ですか、看護部でいえば看護師長クラスかな、あとコメディカルでいえば技師長クラスなんかということで、次代を担っていく人たち、まずそういった管理職の部分の活性化を図っていこうと。というのは、単に管理職でいるだけではいけないのです。今議員がおっしゃったように、若い人の声をしっかり受けとめていくような気持ちがないとこれからはだめなのです。今までもやっているとは言ってもだめなのです。まだまだ。足りないのです。これをしっかり新年度はやっていくと、そういった考え方でおります。それが私の新年度におけるプロジェクトの1つでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 局長はこの3月末で退職されるということでありまして、ただ、今も局長が一生懸命やっているというのは、私もよく病院に行くものですから、その姿は拝見していて、今力強く答弁いただいたことをぜひとも次の人たちにしっかりとバトンを渡していただいて、組織ですから、いろいろと慢性化してくるとマンネリ化してくるとこ

るもあろうかと思うのですけれども、そこに活力を入れるというのはまさに管理職の姿勢にもあらわれてくるのかなと思いますので、その辺はしっかり引き継いでいただきたいと思います。

それから次に、大きな2点目ですけれども、ユーチューバーという言葉は最近では知名度も普通にあって、皆さん方も認知されているのかなと思うのですが、要はユーチューバーというのは、自称ユーチューバーであってもいいわけです。ユーチューブという動画サイトツールを使って発信する人のことをユーチューバーですから、必ずしも今有名になっている、タレント化している有名な方ばかりがユーチューバーというわけではないわけです。ですので、今回私が質問のときでもユーチューバー等と「など」の部分にくっつけたというのは、影響力のある方を使うのが一番いいのですけれども、影響力のある方を使うとなると非常にコストがかかってしまう。それから、先ほど答弁にもあったように、メリット、デメリット、特にメリットばかりが強調されている嫌いがありまして、デメリットの部分はインターネット上を見ても余り顕在化していないのですけれども、聞くところによれば、費用対効果のところではいかなものかとか、あと起用するユーチューバーの方によっては品位の問題も出てくるといったようなことがあるので、自治体のPRに使うにはより吟味をしないといけないということは重々わかります。

ただ、一方で、ユーチューバーと言われる人たちは、普通の芸能人やタレントの方と違いまして、なぜこれほど若年層に対する訴求力があるのかといったようなものを詳細に分析しているものを調べますと、通常の芸能人やタレントさんというのはテレビで一方的に見る感覚なのですが、ユーチューブというツールを使って情報を発信されているものを見ている方は、ほぼ毎日のように日常ユーチューバーの方の動画を見ているわけですから、まさに家族、友達感覚でずっと見続けることになるといったようなところが1つ、芸能人やタレントの方とは違うのだという話を聞いたことがあります。やっていることは、有名なユーチューバーと称される方であっても、動画をつくる手間暇というのはとてつもなく難しいことなのかもしれませんけれども、中の動画自体は日常のお散歩ですとかものを食べたりとかなのですけれども、ご当地に行ってお当地の名物を食べるですとか、ご当地のよい景観を紹介するですとか、ご当地にある乗り物に乗るですとか、そういったようなことが何十万回と再生されるということは、潜在的に観光客や、今まで砂川市といった自治体を知らない方に対しても、砂川市がどういったまちなのかというPRをする上ではすごく有用なツールになってくると思うのです。

もしかするとこれから10年後には、インターネットの世界といったようなものはすごく技術進歩が激しいものですから下火になってしまうかもしれませんけれども、ただ、今はまだこのユーチューバーというのは、子供がなりたい職業の中でもプロのスポーツ選手とかを超えて、今はこういったようなものになりたいといった子供たちもいる、まさに時代のトピックになっているということも考えれば、自治体全体のPRですよ。観光振興と

かに限定しないで自治体全体のPRとして、まずはしっかりとお金をかけて、砂川市の知名度の向上のためにということ考えたときには1つのPRの起爆剤になるのではないのかなと思うのですけれども、先ほどの答弁ではかなり慎重な答弁だったので、その辺というのを再度お伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 ユーチューバーの定義についてもまさしくそうなのだろうと思っておりますし、少し手前だとブロガーだとかという方々がいる。行政情報も含めて、観光情報も含めて、公に示していただける方がいるということも存じ上げているところではあります。1回目の答弁でお話ししたように、確かにコストの部分は慎重に考えなければならぬですし、行政でしなければならないというところは、よかれと思っても逆に批判を受けたりという恐ろしさもあるものですから、民間でやられるような形でどんどん、どんどんというのはいかないのが実態ではあります。

今ほどブロガーの定義の中では、動画を上げる方ということによっていただいたところでございます。うちも協力隊とかが移住定住に関する部分の情報、見ていただいたかどうかわかりませんが、何本かホームページなり協力隊のフェイスブックの中で上げながら事業を行っているということもございまして、必要だという部分はわかるのですけれども、どんどん、どんどん進めていこうというところにはいかないというのは議員さんおっしゃるとおりでございますので、その辺は承知いただきたいと思っておりますし、決してやらないわけではなくて、今いる協力隊が動画を上げているという行為を、もしもできるものであればどんどんふやそうとか、そういう話もできるのではないかなと思っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 地域おこし協力隊の方が動画を上げていることは私も承知をしておりますけれども、要はPRするツールというか、手法というのは、いっぱい複数に階層化して、ネットワーク化してもいいと思うのです。例えば行政がやらなくても、そうしたら観光協会のほうでお金をかけて、ドラマ仕立てのストーリー風のすばらしい動画をつくったのではないかと。それはそれで1つの成果例としてあってもいいのですけれども、それで地域おこし協力隊は今やっているPRのやり方があってもいいと思っておりますけれども、砂川市も砂川市の行政としてあっても、それは何らおかしいものではないと思うのです。

つまり、地域おこし協力隊や観光協会があるからそちらにお任せしますとかではなくて、いろんな段階で情報の発信ができて、重複する内容もあるかもしれない。場合によっては重複しないものもあるかもしれない。1回目の答弁であったように、市民向けというよりは対外的なPR動画になっていきますから、市民向けの動画にはなっていないと思うのです。行政が仮につくるとしても。でも、行政だっといういろいろと施策を考えるときに、先ほどの病院事務局長の答弁もありましたし、午前中の一般質問でもありましたけれども、

砂川市のまちづくり全体を考えていくときには、砂川市全体がどういうまちであるかといったようなPRは、まさにそれは個別の所管の話ではなくて、砂川市全体として、行政として砂川市を対外的、対道内、対道外に対して発信していく。もっと極端なことを言えば、今はインターネットをつなげば世界につながりますから、海外の方を呼び込もうと思うのであれば、これは観光振興だけではないと思うのです。例えば海外の方が砂川で何かビジネスをやりたいとなったときに、砂川のこの地域に行ったらこういうビジネスができるというヒントになるためにも、砂川というところをしっかりとPRするというのは砂川市が音頭を取ってもいいのではないのかなと思うのです。

ただ問題は、その発信のあり方が、今回私がテーマにしたユーチューバーかどうかといったところは確かに考えないといけないところでありますけれども、ユーチューバーの方を使うということは単に動画の発信ではないのです。今、地域おこし協力隊の方とかもいろいろやっていますけれども、ユーチューバーの方というのは自身の知名度を利用して、自分がまさに、例えばカヌーでしたらカヌー、乗馬でしたら乗馬、そういった体験を通じて、その感想を直接動画によって訴える。つまり視覚と聴覚に訴えるということを通じて、見ている方にそのまちの魅力やそのまちのよさ、それからその製品やその行為に対する感想を述べるので、見ている人たちは自分の家族や友達が何かをやっているようにしてだんだん引き込まれていく。チャンネル登録というのですかね、一回登録した人というのは恒常的に見続ける習慣があるみたいですので、そういったようなことを通じてだんだんそのまちですとか製品ですとかそういったようなものが、見ている人にとっても追体験したかのような記憶に残るわけであって、非常に印象深く残るといったようなものもありますし、道外の自治体ではそれによってふるさと納税が上がったといったような例があるというのは先ほど答弁にもありましたし、私も調べていることでありますけれども、そういったようなものにもつながってくるわけでありますから、ぜひとも、いろんなところに行政が慎重になるのはわかります。原資は税金ですからわかるのですけれども、新しいことを何か始めようとするときには最初の一步を踏み出さないと、なかなかそういったようなことというのは果敢にチャレンジできていかないものですから、その辺というのはいろんなツールや今やっている取り組みも十分私も理解していますけれども、砂川市として何がしかのことはしっかり考えて、できるのであれば早く実践に移していったほうがいいのかなと思うのですが、その辺というのはいかががお考えになるのかお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 具体的にユーチューバーの雇用ですとか委託だとかというのは、今すぐというのは、1回目で答弁したとおり、すぐという考えはございません。ただ、動画の部分、砂川市の情報を発信するに当たってはそれぞれの所管する部署が、観光であれば観光を所管する部署、移住定住であれば移住定住を所管する部署、それから砂川市全体の行政情報をとるのであれば行政情報、それぞれの部署で得意分野があったり相手、

目指すところがあったりするので、砂川市を紹介するということであると私どものほうが近いのかな。それが移住定住につながったり砂川の観光につながったりするのではないかなと思うのですけれども、漠然と砂川市を紹介しても、きっとならない。そのためにユーチューバーがいいのではないのでしょうかということだと思っています。ほかの自治体、それからユーチューバー自身がどのようなものを入れながらどれぐらいの方々が視聴されているかというのは改めて見てみないとわからないですし、その効果についても、視聴者数というのがある程度の効果かもしれませんが、見るだけではきっと砂川市の知名度アップにはなっていないと思いますので、その辺も十分研究しなければならないなということをご理解いただきながら、今後も研究、検討を続けてさせていただきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時05分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

武田圭介議員。

○武田圭介議員 今までも答弁をいただきましたけれども、確かに発信力の大きい方、これも私自身で言って繰り返しになりますけれども、大きい方を使うとなるとメリット、デメリットは慎重に、特に行政の信用力にもかかわる話ですから、そこは慎重な答弁で、今のところ考えていないという話でしたけれども、時代も変わっていきますし、一回そういうふうに議会の公の場で言って、確かにその発言というのは、私もここで発言するのは重いですし、市の皆さんもここで発言するというのは非常に重いことでありますが、そこは制度の改変とか時流を的確に捉まえるようなことがあれば臨機応変に判断をしてほしいと思いますし、外部の起用ということを考えたときに、外部の起用が難しいのであれば、内部でしっかりユーチューブを活用できれば、それもユーチューバーだといったようなことも言えるわけです。

例えば長野県の小諸市なんかは、予算がたった9,500円で市の職員と市長が率先してユーチューブに動画を上げて小諸市のPRをすることによって、観光客や移住定住、さらにはふるさと納税、成果があったのはふるさと納税と観光客がふえたということでありましてけれども、もしかすると移住定住もいたかもしれない。そういった有用なツールに化ける可能性のあるものですから、今は詳細等はまだ十分、申しわけないけれども、砂川市で把握し切れていないのであれば、ここで答弁したように、しっかり調査、研究はしてほしいと思いますし、私はできることならばその実現を早期にやってほしいと思いますが、その辺は予算の兼ね合いや、こちらが有名なユーチューバーの方を望んだとしても、相手の都合もありますし、事務所の関係もある。では内部でできるのかといたら、内部の準

備にも時間がかかるといったようなこともあろうかと思しますので、その辺は十分理解はしますけれども、ただ、そういったようなものを、決して行政答弁的なものではなくて、しっかり前向きな方向で考えてほしいと思うのですけれども、多分このことについては余り市長はお詳しくはないかもしれませんが、今までの総務部長とのやりとりを聞いて、市長としてそのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) どうして私を当てるのか。ユーチューバーと言われましても、私自身は別にユーチューブについて全く知らないわけでなくて、自分の仕事に関係があるところ、ふるさとチョイスだとか小諸市のやつも見ておりますし、猫の動画サイトになると自分の好きなチンチラとかいろんな動画が出てくるので見るのですけれども、有名なユーチューバーというのはどうも危なそうな人ばかりで、とてもこれは公共的なものでお金を出してやれる人たちではないなというのは見ていてわかっております。

総務部長が余り前向きでないものですから、私に変なことは言えないという制約があるので、公費を出す以上一定の制限があるということは武田議員も理解されているので、ユーチューブというか、動画も含めて、確かにインパクトがあるものになれば有効な手段になるというのは十分わかっております。公費の兼ね合いと、ある程度市民が許される範疇でどこまでできるかというのはちゃんと総務部のほうで調査して、やれるものならやってみたいなと。かつて動画を上げるときには私はやるような方向で話したことが、総務部長の時代だったか、市長になってすぐだったかわからないのですけれども、確かにそっちの分野というのはインパクトがあるので、失敗する可能性もあわせて危険性も兼ね備えているけれども、そうならない方法で有効なものがあるのだったらやってみたいなという感じで許していただければと思います。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 次に、大きな3点目のほうに移ってまいりますけれども、1回目の答弁をいただいたときには結構詳細に答弁をいただきまして、実は法教育に関しては、私のほうで平成22年の第1回定例議会のときに同じような質問をさせていただいております。ただ、そのときには、まだ現在の学習指導要領の前でありましたし、法教育という単語は今でもありませんけれども、当時はもっと法教育といったようなものにかかわるものが織り込まれていなかったと。それで、教育委員会としても消極的な姿勢をこの議会で答弁をいただいたことがあったのですが、その後社会情勢がこれだけ変わってきて、特に成人年齢が引き下げられようとしている。それから、18歳の選挙権が与えられたということになると、法教育と政治教育、主権者教育、シティズンシップ教育、こういったようなものは全てがリンクしてくると。

新学習指導要領の中にもありますけれども、子供たちの生きる力を伸ばしていくというのは、何も日常の学力だけではありません。社会に出る。それには社会集団生活を営むわ

けでありますから、しっかりと規範意識を持って物事の決まり、ルールを学んでいくといったようなことは大切なことでもありますので、この辺、教育委員会としては各学校に情報提供するといったようなことはもちろんやっていただけたとは思いますが、過去のには2年前でしたか、空知太小学校のほうで道の事業でありましたけれども、がん教育の推進ということで砂川市立病院のがん相談支援センターの方が講師として行かれたこともありましたけれども、まさに法教育のような場合は、裁判所や弁護士会、あるいは検察庁といった法曹機関と連携しなければ、なかなか現場の先生にお願いするといったようなのは難しく、その点、道内でも調べてみると、どこも協力的に要請があれば講師を派遣すると言っておりますし、札幌の小学校なんかでは、札幌弁護士会の先生が来て、いろいろと児童向けの法務省が作成した教材を用いて、社会の決まりの大切さですとか規範意識の醸成、さらにはその子供が学校で学んだことを家庭に持ち帰って保護者の方の目に触れた場合に、日本司法支援センターでしたか、要は経済的に困窮して、なかなか法的紛争を解決するために司法機関に頼れない人に対してもそういう扶助制度があるのだとか、あるいは成年後見センターの話ですとか、そういったようなものをおかみ砕いて書かれたものを家庭に持ち帰る。それが副次的な作用として、子供たちに法教育として法の大切さを教えるだけではなく、家庭に帰ったときに家庭の保護者の方々が、もし現実に法的な困難さに直面していたときにその一助になる可能性もあるわけです。

です。新しいことを学校のカリキュラムが大変な中で学校現場がやるということは難しいということも承知しますが、ただ、新学習指導要領にもあるように、子供たちの生きる力を伸ばすのであれば、僕は教育委員会として、できれば砂川の学校で多くの学校が手を挙げて、そういう外部機関の講師を招き入れて子供たちの生きる力の醸成に寄与してほしいなと思うのですけれども、ぜひとも教育長の強いリーダーシップを持って各学校現場に、こういう時代になってきておりますから、この取り組みの推奨を働きかけていていただきたいなと思うのですけれども、最後に教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 1回目のご答弁と同じような答弁になるかもしれませんが、ただ、学習指導要領でいきますと、法教育、あるいは先ほど来お話があります主権者教育、あるいは税教育など、市の条例でいきますと、がん教育と。つまり、授業の中でも取り組むものはありますけれども、今議員さんが言われる、外出しをすると。これを強いリーダーシップでということではありますが、ただ、これは教育委員会も学校現場もそうではありますが、実施したい教育と実際にできるかどうかという教育、つまり時間の関係からいきますと非常に差があるということになりますので、1度目の答弁でも申し上げたとおり、少なくとも教育委員会として校長会を通じて、情報提供はもちろん行いますが、情報共有も行って、それが合理的に、あるいは有効かつ時間短縮も含めて実施できる

かどうかという部分はございますけれども、そういうものについては市教委としても、今お話がありました児童生徒の生きる力につながる、この教育の推進には前向きに取り組んでまいりたいという考えでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今答弁にもあったように、学校現場で教育時間の確保が難しいといったようなことは私も十分認識しておりますので、もし可能であれば、学校現場の授業で難しいという話があったとしても、例えば砂川市や砂川市教育委員会の共催で、地域交流センターや公民館を使った中で小中学生を対象にした、そういう外部講師の派遣を求めた出前講座ですとか、そういった正課の時間以外のところでの取り組みといったようなものも投げかけていていただきたいと思うのですけれども、その点、最後の質問としてお伺いをしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 ただいまの関係につきましては、恐らく学校教育だけではなくて、社会教育を含めた、そういった事業の取り組みということでもありますけれども、先ほど来お話ししていますとおり、その可能性があるのであれば十分に検討して、実際にそれができるかどうかという時間はございますけれども、前向きには考えてまいりたいと思っています。

○議長 飯澤明彦君 一般質問は全て終了いたしました。

◎散会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時17分